

令和6年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1528号）《未定稿》

◎日 時 令和6年9月26日（木）午前10時30分

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

| | | | |
|-----|------|-------|----|
| 1番 | 西岡 | めぐみ | 議員 |
| 2番 | 大坂 | 隆洋 | 議員 |
| 3番 | のざわ | 哲夫 | 議員 |
| 4番 | 小枝 | すみ子 | 議員 |
| 5番 | えごし | 雄一 | 議員 |
| 6番 | 米田 | かずや | 議員 |
| 7番 | 牛尾 | こうじろう | 議員 |
| 8番 | 岩佐 | りょう子 | 議員 |
| 9番 | 小野 | なりこ | 議員 |
| 10番 | 池田 | とものり | 議員 |
| 11番 | はやお | 恭一 | 議員 |
| 12番 | 春山 | あすか | 議員 |
| 13番 | はまもり | かおり | 議員 |
| 14番 | 白川 | 司 | 議員 |
| 15番 | 永田 | 壮一 | 議員 |
| 16番 | 入山 | たけひこ | 議員 |
| 17番 | 田中 | えりか | 議員 |
| 18番 | 岩田 | かずひと | 議員 |
| 19番 | 小林 | たかや | 議員 |
| 20番 | 林 | 則行 | 議員 |
| 22番 | 桜井 | ただし | 議員 |
| 23番 | 秋谷 | こうき | 議員 |
| 25番 | 富山 | あゆみ | 議員 |

◎欠席議員（1人）

| | | | |
|-----|------|---|----|
| 24番 | おのでら | 亮 | 議員 |
|-----|------|---|----|

◎出席説明員

| | |
|---------------------|-------------|
| 区 長 | 樋 口 高 顕 君 |
| 副 区 長 | 坂 田 融 朗 君 |
| 副 区 長 | 小 林 聡 史 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 清 水 章 君 |
| 地 域 保 健 担 当 部 長 | 高 木 明 子 君 |
| 千 代 田 保 健 所 長 | |
| 地 域 振 興 部 長 | 印 出 井 一 美 君 |
| 文 化 ス ポ ー ツ 担 当 部 長 | 佐 藤 尚 久 君 |
| 環 境 ま ち づ くり 部 長 | 藤 本 誠 君 |
| ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 技 監 | 川 又 孝 太 郎 君 |
| ま ち づ くり 担 当 部 長 | 加 島 津 世 志 君 |
| 政 策 経 営 部 長 | 村 木 久 人 君 |
| デ ジ タ ル 担 当 部 長 | 夏 目 久 義 君 |
| 財 産 管 理 担 当 部 長 | |
| 行 政 管 理 担 当 部 長 | 中 田 治 子 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 矢 栄 一 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 久 恵 君 |
| 企 画 課 長 | 御 郷 誠 君 |
| 財 政 課 長 | 中 根 昌 宏 君 |

(教育委員会)

| | |
|-------------|-------------|
| 教 育 長 | 堀 米 孝 尚 君 |
| 子 ど も 部 長 | 小 川 賢 太 郎 君 |
| 教 育 担 当 部 長 | 大 森 幹 夫 君 |

(選挙管理委員会事務局)

| | |
|-----------------------|-----------|
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 河 合 芳 則 君 |
|-----------------------|-----------|

(監査委員事務局)

| | |
|-----------------|-----------|
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 恩 田 浩 行 君 |
|-----------------|-----------|

◎区議会事務局職員

| | |
|-------------|-------------|
| 事 務 局 長 | 石 綿 賢 一 郎 君 |
| 事 務 局 次 長 | (事務局長事務取扱) |
| 議 事 担 当 係 長 | 新 井 秀 樹 君 |
| 議 事 担 当 係 長 | 河 原 田 元 江 君 |
| 議 事 担 当 係 長 | 彦 坂 悠 介 君 |
| 議 事 担 当 係 長 | 細 倉 岳 君 |

午前10時45分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和6年第3回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、2番大坂隆洋議員。

〔大坂隆洋議員登壇〕

○2番（大坂隆洋議員） 令和6年第3回定例会において、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

今回は、本区における**高齢者施策の現状と課題**、そして**成年後見制度利用支援事業**について質問いたします。（スクリーンを資料画面に切替え）

我が国の高齢化率の上昇はここ数年緩やかになっているものの、令和5年は29.1%となっており、全人口に65歳以上の高齢者が占める割合は30%に迫ってきています。今後の推計を見てみると、2030年には30%を超え、2050年には37.1%まで伸びていくことが想定されています。一方で、人口減少社会となることから、高齢者数そのものは2040年頃をピークに減少に転じていくと見られています。（スクリーンの資料画面を切替え）

本区の状況を見てみると、我が国全体とは一線を画す状況が見てとれます。現時点で高齢化率は16%前後となっており、今後伸びていくことが想定されるものの、2065年で25%までとなっており、比較的低い水準で推移すると考えられています。しかしながら、高齢者の人数で見ると、2065年までに現在の約1万1,000人から約2万2,000人と倍以上となることが予想されており、施設の整備やサービスそのものの総量について準備を進めていかなければなりません。

そうした中、千代田区では、本年3月に高齢者福祉プランを改定しました。「その人らしさが尊重され、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち千代田区を実現する」を基本理念とし、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、認知症基本計画の3つの計画を内包する総合的なプランとなっています。（スクリーンの資料画面を切替え）

令和5年度に行われた第50回千代田区民世論調査を見てみると、力を入れてほしい施策の項目で高齢者施策は28.1%で第3位となっています。高齢者施策に対する期待度は過去数年間の世論調査を遡ってみても常に上位に位置しており、高齢者施策については一定程度ニーズが高いということが見てとれます。（スクリーン表示を元に戻す）

一方で、ここ数年の本区における施策展開を見てみると、いま一つ高齢者支援施策に力を入れているように見えてきていません。本年度の予算の概要にある分野別重点施策では、令和6年度の予算がテーマ別に6つの分野に分類されていました。子ども・子育て支援施策、地域コミュニティ活性化、DXの推進、脱炭素、高齢者施策、防災、この6つです。このうち、子ども・子育て支援施策に関する項目は15項目、DXについては10項目の施策が掲載されていたのに対し、高齢者施策は3項目のみの記載となっていました。また、今定例会において審査される予定の令和5年度各会計決算に併せて提出された令和5年度の主要施策の成果では、さらに高齢者施策の

記載が少なくなってしまうています。こうした状況から、区民のニーズと施策の展開が合致していないのではないかとこの疑念も生じてきています。

そこでお伺いいたします。今後、本区においても高齢者数が増加していくことが見込まれている状況下において、高齢者施策展開の基本的な区の考え方を示してください。（スクリーンを資料画面に切替え）

毎年行われる千代田区民世論調査では、高齢者施策に対する満足度についても調査が行われています。こちらはアンケートの数字をグラフ化したものです。「満足」が5.9%、「やや満足」が19.1%、「やや不満」10.4%、「不満」2.9%となっています。他の調査項目と比較すると「不満」側の回答が合計で13.3%と比較的少ない結果となっていますが、その一方で「わからない」という回答が59%を占める結果となりました。これは全年齢を対象にアンケートを行ったため、実際に高齢者施策とは無縁の世代も回答の中に入ってしまったっており、その結果「わからない」が多くなってしまっていると考えられますが、安心して暮らしていけるまちづくりをしていくという観点から、全世代に向けて高齢者施策を千代田区はしっかりとやっているということを周知していくことも重要な区の役割であると考えます。例えば、30代や40代の現役世代に対して、高齢者となる自分たちの両親をこのまま千代田区に住ませておいて問題はないのか。また、50代、60代のこれから高齢者となる人たちは、千代田区の高齢者施策に対して正しい情報がなければ郊外への転居を考えるかもしれません。情報のなさは将来に対する漠然とした不安につながります。住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるまちであるためには、こうした視点からの情報発信も必要と考えます。（スクリーン表示を元に戻す）

そこでお伺いいたします。高齢者施策に対する満足度についてはあまりよい結果とはなっていないと考えます。このアンケート結果に対しどのように受け止めているのでしょうか。また、その改善策については検討されているのでしょうか。されているのであればその内容についてお答えください。

次に、在宅介護サービスの現状と課題について伺います。

本区において、現在はフレイル対策等の充実により一定程度介護サービスが必要な方の増加を抑えることができています。しかしながら、今後、高齢者人口が倍増する推計が出ていることから、その増加と比例して要介護、要支援の認定者数も増えていくことが想定されます。認定者数の増加に応じて区としては介護サービスの総量を拡大していく必要が出てきます。同時に質も確保していかなければなりません。既に介護人材の不足が社会問題となっている中、長期的な視野に立ち、今の段階から課題の解決に取り組んでいかなければ手後れとなってしまう可能性があると考えます。対策を取るべきポイントは2点です。事業者及び人材の確保、そして効率・生産性の向上です。量と質の両面で対策を行っていくことで効果を上げ、継続的に満足度の高い介護サービスを維持していくことが求められています。

そこでお伺いいたします。今後の高齢者数の増加に伴い、介護サービスの需要量も増加していくことが考えられます。現状の課題やニーズの把握等はしっかりと行うことができているのでしょうか。現時点での在宅介護サービスの課題について、区の見解をお聞かせください。

また、長期的なスパンで考えると、介護サービスの需要量増加に対応するための事業者はもとより、介護人材の確保は避けて通れない課題となります。そのために千代田区独自の補助を行うなどの施策が必要であると考えますが、いかがでしょうか。また、介護ロボットの導入やDXの推進を行うことで介護事業者の業務効率を向上させていくことも課題解決の手段となります。事業者独自の努力に任せるのではなく、区としてサポートを行っていくことも必要と考えますが、いかがでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、高齢者福祉施設の整備方針について伺います。先ほど来述べているとおり、将来区内の高齢者数は倍増することが想定されています。介護サービス同様に高齢者福祉施設についても今後新たに整備をしていく必要があると考えます。現在（仮称）神田錦町三丁目施設が障害者支援施設と地域交流機能との複合施設として整備が進んでいますが、その後の計画は特になくありません。今年策定された「千代田区高齢者福祉プラン」にも、特に今後の施設整備計画については言及されていません。特に特別養護老人ホーム、認知症グループホームといった入所施設について、現状の課題はどうなっているのか、今後どのように変わっていくかを明確に情報発信していくことが区内で安心して暮らしていけるということにつながっていくものと考えます。

そこでお伺いいたします。現在、区で計画されている高齢者福祉施設の整備については、（仮称）神田錦町三丁目施設のみとなっています。現時点において高齢者施設に対する需給のバランスに大きな問題はないという認識だと思いますが、空きがある施設がある一方で、一定数待機されていらっしゃる方がいるのも事実です。必要な方がスムーズに入所できるように運用していく必要があると考えますが、区として現状の課題についてどのように認識しているのでしょうか、見解をお聞かせください。

また、今後高齢者人口が増加していく中で新たな施設の整備を検討する必要性が必ず出てきます。区としてどのように検討を進めていくお考えなのでしょうか。どの施設がいつまでにどの程度必要となるのか、現時点で把握している課題を踏まえ具体的にお答えください。

最後に、成年後見制度利用支援事業について伺います。

成年後見制度とは、認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を代理権や同意権、取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みであり、地域共生社会の実現に向けてこの制度の利用推進は必要な取組の1つであると考えます。

成年後見制度の利用者数を見ると、令和5年12月末現在全国で約25万人となっており、一方で、認知症の有病者数や知的障害のある方、精神障害のある方の人数から、判断能力が不十分な方は全国に1,300万人いると考えられています。この状況から、まだまだ成年後見制度の利用については不十分な状況であることが分かります。こうした背景から、厚生労働省では、令和4年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、その中で、全市区町村に対し令和6年までに成年後見制度利用支援事業の推進のため、必要な見直し等の検討、権利擁護支援の行政計画の策定、もしくは必要な見直しなどを求めています。

千代田区でもこれまで成年後見制度利用の促進について取り組んできた経緯があります。後見人の育成をはじめ、制度周知のための啓発活動など、社会福祉協議会と連携して行ってきま

す。かがやきプラザ4階にちよだ成年後見センターを開設し、成年後見制度の利用支援だけでなく、福祉サービス利用支援や福祉専門法律相談など、幅広いサービスを行ってきたところです。また、利用支援事業として、千代田区では申立費用や後見人等への報酬助成を行っています。生活保護を受けている方など、一定の条件の下、家庭裁判所への申立費用のうち、収入印紙代、郵便切手代、鑑定料、診断書料といったいわゆる実費相当分の費用と、後見人等への報酬額への助成制度があり、年間十数件の利用があります。

一方で、中央区など近隣区では、申立書類の作成を司法書士や弁護士に依頼した場合の費用についても助成が行われており、本区においても、区民が必要とする権利擁護支援の利用促進のため、助成対象に成年後見等申立書類作成報酬を加える必要があると考えます。広報の充実と利用しやすい支援制度へのバージョンアップを併せて行うことで、この制度を必要とする一人でも多くの方に届けるための取組をしていくべきと考えます。これがまさにラストワンマイルをつなぐ取組になっていくのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。成年後見制度についてはその重要性が高まってきています。第二期成年後見制度利用促進計画において計画的に講ずべき施策が示されています。本区においても取り組んでいかなければならないものと認識していますが、これまで区として取り組んできた施策の成果と課題、成年後見制度の利用促進の今後について区の見解をお聞かせください。

また、司法書士や弁護士等への成年後見等申立書類作成報酬を助成対象に加えることを提案いたしますが、いかがでしょうか、区の見解をお聞かせください。

以上、高齢者施策に関連して質問をいたしました。関係理事者の前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。（拍手）

〔保健福祉部長清水 章君登壇〕

○保健福祉部長（清水 章君） 大坂議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、高齢者施策展開の基本的な考え方についてでございます。本区におきましては、議員ご案内のとおり、「その人らしさが尊重され、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち千代田を実現する」という基本理念の下、高齢者プランに定めます「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本目標と定めております。

次に、高齢者施策に対する満足度についてでございます。昨年度実施いたしました区民世論調査では、高齢者施策に対する満足度につきましては、「満足」と「やや満足」を足した値は25%となっております。他の施策と比較いたしまして低い割合となっております。一方、「わからない」と答えた方が59%と高くなっており、年代別の分析結果によりますと、若年層でこの傾向が際立っておりますことから、この調査結果だけで全てを捉えることは困難であると受け止めております。このため、様々な場面における生の声をすくい上げることで、真に必要とされる支援、満足度を高める取組としてまいりたいと考えております。

次に、在宅サービスの現状と課題についてでございます。介護保険制度は高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に介護を社会全体で支えることを目的といたしまして平成12年に創設され現在に至っておりますことはご案内のとおりでございます。しかしながら、介護保険

制度における在宅介護サービスを利用しても、なおご家族による日々の介護負担が課題であると認識をしております。

次に、介護事業者への人材確保等の施策についてでございます。厚生労働省の推計によりますと、今後65歳以上の高齢者数がほぼピークとなる16年後には、全国で約57万人の介護職員が不足すると言われております。このため、現在も既に区の独自施策として実施しております介護保険施設等人材確保・定着・育成支援事業につきまして充実を図るべく見直しを検討してまいります。なお、介護ロボットの活用につきましては、以前、試験的に導入した際には福祉現場の職員からの評価は芳しくありませんでしたが、DXを含めまして技術開発は日進月歩で進んでおりますことから、引き続き研究をしてまいります。

次に、高齢者福祉施設の入所についてでございます。特別養護老人ホームにつきましては、申込者の状況をポイント化し、総合ポイントの高い順に入所申込者名簿を作成しております。そしてこの名簿を毎月更新させながら順次入所の調整をしておるところでございます。一方、できる限りスムーズな入所をということはご指摘のとおりでございますので、各施設との情報共有、入所調整をスピーディーに行うよう努めてまいります。

次に、高齢者福祉施設整備についてでございます。現在、令和8年度の開設を目指し（仮称）神田錦町三丁目施設といたしまして、2ユニット（18名）のグループホームの整備に着手しているところでございます。一方、今後増加が見込まれる高齢者人口に加えまして、高齢者施設の老朽化等も見据えた上で、必要とされるサービス量を算定していく必要がございます。したがって、今後、令和9年度から開始される次期高齢者プランの策定に伴いまして十分に議論をし検討をしてまいります。

次に、成年後見制度に関するご質問にお答え申し上げます。成年後見制度につきましては、ちよだ成年後見センターを設置する社会福祉協議会が、その相談支援や制度に関する人材育成などを行っております。区といたしましても、社会福祉協議会と連携いたしますとともに、親族等による申立が困難な場合の区長申立事務を行い、後見人等を必要とする方の支援を行ってまいりました。これまでの区長申立件数につきましては、申立事務を開始した平成13年度以降令和5年度までで87件となっております。

さらに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な方のために成年後見制度利用支援事業を実施しております。本事業は、家庭裁判所への申立費用及び後見人等への報酬を助成するものでございまして、これによって制度の利用促進と被後見人等の保護を図っております。今後、成年後見制度の利用促進に当たりましては、地域における関係者間の連携強化を図ってまいりますとともに、制度に関する周知を着実にやっていくことが重要であると認識をしております、いずれも社会福祉協議会と連携しながら進めてまいります。

なお、ご指摘中の申立書類の作成を専門職に依頼する場合の経費助成につきましては、確実な利用促進につながるよう、他の自治体での実施状況や本区でのニーズ把握を踏まえまして研究をしてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、8番岩佐りょう子議員。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○8番（岩佐りょう子議員） 第3回定例会に当たり一般質問をいたします。

まず、**社会保障制度**の特に公的年金についてです。

厚生年金、国民年金等の社会保障制度は、超高齢化社会の今、老後の生活を支える支柱です。老後の収入は年金だけという人が多いにもかかわらず、その仕組みは大変複雑できちんと理解している人は少ないのではないのでしょうか。

令和5年3月に厚労省が行った社会保障教育推進事業調査の報告書によりますと、現在、教育課程で行われている社会保障教育は公民の授業がたった1こま45分程度とのことです。社会人になってから年金について改めて説明を受ける機会は仕事に関わらない限りはほとんどなく、老後の生活を左右する年金は会社任せ、国任せの人がほとんどなのではないかと推察します。また、基本的な教育がないにもかかわらず、マスコミやネット上には年金について不安をあおる情報であふれ、年金はどうせもらえないから払いたくない、払わなくてもいいと誤解をしている人が大変多いと感じます。社会保障制度への正しい理解がないまま超高齢化が進めば、生活困窮者予備軍を大量に排出することになりかねません。

公的年金の制度の運営は日本年金機構ではありますが、未払いや免除者が最終的に生活困窮に陥った場合に、その生活を支えるのは千代田区です。生活困窮者の自立支援を行うに当たり、区として未納率や免除の人数を把握しているのか、制度を正しく理解、活用しないまま未納者が増えてしまうこと等について課題として捉えていらっしゃるのでしょうか、見解をお聞かせください。

年金は受給権があっても請求しなければ受給できません。制度理解が乏しいと受給権があることすら認識していないケースがあり、請求漏れにつながります。区民の安心できる老後と日本の年金制度を持続させるための公的年金を含む社会保障制度への理解促進について区はどのように考えているのでしょうか。窓口のある本区においても、制度を分かりやすく広報・説明するなどの理解促進に向けて取り組むべきと考えますが、見解をお示しください。

また、特に若い世代が社会保障の意義や仕組みを理解し、当事者意識を持っていただくために社会保障教育を推進するべきと考えますが、区の見解をお示しください。

そして、来月から短時間労働者に対する社会保険の適用拡大が行われます。多様な就労形態に対応できる社会保障、公的年金財政の安定化という点からも適用拡大の意義は大きなものであり、本区においても、今回の適用拡大について相談機能の強化、対象となる方への周知を行うべきと考えますが、見解をお示しください。

また、年金制度は時代のニーズ、政策的見地から定期的に改正されます。ぜひ改正のたびに最新の情報を分かりやすく届けていただければと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、相談体制についても伺います。現在、区における年金の相談は生活困窮者自立支援法に基づく家計改善相談、そして社労士による区民無料相談があります。生活困窮につながる原因とならないよう、困窮予防的な相談体制の整備、年金事務所との連携強化、高齢者、障害者のフォローアップ体制が必要と考えますが、区のを考えをお聞かせください。

続けて、**社会的養護の推進**についてお伺いします。

家庭において適切な養育を受けることができない子どもを社会が公的な責任の下で育てることを社会的養護といいます。（スクリーンを資料画面に切替え）

平成28年児童福祉法改正により、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念が規定されました。改正を受け、児童相談所設置区においては、虐待の発生予防から自立支援までの一律の対応のため、社会的養護事業に取り組み始めており、特に地域内に乳児院や児童養護施設を有する自治体においては、その連携と支援を進めています。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで本区における社会的養護について認識を伺います。本区では、児童相談所機能を有する（仮称）子ども総合サポートセンターの設置を断念し、都児童相談所との連携を強化しながら、虐待予防・相談を軸に子どもを守ることとしており、子ども家庭支援センターの準備に入っています。児相機能がないため、千代田区で適切な養育を受けられない子どもは毎年一定数おりますが、都児童相談所で保護されることとなります。児童福祉法を踏まえた社会養護についてどのようにお考えでしょうか、見解をお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

続いて、児童養護施設との関係強化と支援の在り方についてお伺いします。日本における社会的養護が必要な子どもたちは、そのほとんどが養護施設や乳児院など施設養護となります。少子化にもかかわらず、虐待や保護者の事情により施設に入居する子どもの数は増えており、各施設における資金不足、人材不足は慢性化しています。区内に社会的養護施設はなく、例えば区内の子どもがお世話になる児童養護施設、乳児院との連携や支援についてどのようにお考えでしょうか、見解をお聞かせください。（スクリーン表示を元に戻す）

続いて、ケアリーバーについてお伺いします。ケアリーバーとは、児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者のことを言います。児童養護施設や里親委託が解除された方は、原則18歳、最長でも22歳で自立を余儀なくされます。家庭的な基盤がないケアリーバーが自立していくのは本当に大変なことであり、経済的に困窮しやすく、また孤立しやすいことが報告されています。

足立区では、ケアリーバーに対し独り暮らし支援の経費一部を独自に支援しています。ケアリーバーに対する支援は、そのほか住居や就職に関する支援、相談窓口の設置などがあります。児童施設と情報共有し、区内のケアリーバーを把握した上で孤立を防ぐ必要があるかと考えますが、いかがでしょうか。ケアリーバーに対する支援について、区の見解をお示しください。（スクリーンを資料画面に切替え）

次に、里親、特別養子縁組の家庭養護の推進についてお伺いします。先述のとおり、日本における社会的養護のほとんどは施設養護ですが、国際基準においては、子どもの発達や福祉向上のために里親、特別養子縁組などの家庭的養護が推奨されています。（スクリーンの資料画面を切替え）東京都においても里親委託を推奨していますが、里親等委託率が全国平均より都は低く推移しています。以前も里親推進のために質問させていただきました。本区において、定期的に養育家庭体験発表会などを開催していただいておりますが、本区における里親委託率はどれぐらい

向上したのでしょうか。養育家庭の登録数を増やせるよう、里親教育を支援するフォスタリング機関と連携する等、引き続き里親委託の推進に向けてもう少し取組を進めていただきたいと思います。見解をお聞かせください。（スクリーンの資料画面を切替え）

また、特別養子縁組について、現在は民間の養子縁組あっせん事業者による養子縁組がほとんどですが、地域の養子縁組あっせんに必要な情報を共有することにより特別養子縁組を進めてみるべきではないでしょうか。令和3年度の厚労省が行った不妊治療経験者への調査では、「特別養子縁組制度について知りたかった」という回答が多く、情報提供の潜在的なニーズの存在が報告されています。家庭的養育の推進に向けて、特別養子縁組あっせん事業者との連携、里親によるショートステイ等を取り組んではいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

続けて、ふるさと納税活用による支援についてお伺いします。

先日、某テレビ番組で毎年恒例の芸能人によるチャリティーマラソンで児童養護施設支援のための募金を行い、例年以上の寄附が集まったことが話題となりました。社会的養護の子どもたちを支援したいという人は大変多くおりますが、それぞれへの施設にアプローチは個人では難しいため、多くの方の善意が子どもたちにつながりにくい状況です。そこで、本区でもスタートしたふるさと納税制度を活用し、乳児院や児童養護施設への支援、ケアラーへの支援とつなげていただいているでしょうか、見解をお聞かせください。

相対的に健全な財政状況にある千代田区が児童相談所設置を断念してから、相対的に社会的養護についての取組が遅れていることは大変残念でなりません。児童福祉法の理念にのっとり、社会的擁護推進に向けて全力で取り組んでいただくことを求め、次の質問に移ります。

最後に、**シェアリングエコノミーの推進**についてお伺いします。（スクリーンの資料画面を切替え）

改めてシェアリングエコノミーとは、スキル、物、場所、人材などを共有し利用する経済活性化活動を意味していて、平成28年内閣官房IT総合戦略室によりシェアリングエコノミー促進室が設置され推進されてきました。

本区では、ちよくるがシェアリングエコノミーの好事例として広く使われております。各自治体におけるDX化が進み、今、シェアリングエコノミーは新たな共助の仕組みとして地域課題解決の手法として活用されています。（スクリーンの資料画面を切替え）都心部に位置する本区は地価が高くスペースが少ないなどの課題があり、一方で企業や学校が多く、情報や昼間人口の圧倒的な多さが強みでもあります。DX化を進めている本区においても、ぜひ地域特性を生かし、戦略的にシェアリングエコノミーを進めていくべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

また、シェアリングエコノミー活動を積極的に取り入れ、地域課題や行政課題を解決していく都市をシェアリングシティといいます。現在、シェアリングシティ推進協議会に所属する自治体は177自治体、災害時の連携や事例共有等を行っています。本区のような人口規模の小さい自治体で全てを所有し全てを運用することはSDGsの観点からも無駄が多く、また人材不足の昨今、全ての地域課題を区の人員だけで解決することは難しくなっています。昨日の一般質問でも自治体事務の統合の提案がありましたが、自治体同士、政府機関ともつながりながら地域課

題解決をするシェアリングシティを目指してみたいか、見解をお伺いします。

(スクリーン表示を元に戻す)

また、個別の対応についてもお伺いします。前回、町会支援について質問いたしましたが、町会同士による人材、スキル、物をシェアリングし、大学や企業等にもご参加いただくシェアリングプラットフォームをつくってはいかがでしょうか。また、子どもの遊び場やコンサートホールは依然として区有施設だけでは足りておりません。本区では、区内大学の図書館が区民であれば利用できるなど、大学、学校と連携してきております。学校のホールや校庭なども含めたさらなる連携を進めてはいかがでしょうか。また現在、高齢者のためのカラオケが大変人気だと聞いています。かがやきプラザだけではなく、地域で楽しめるような地域のカラオケ店の活用をしたり、ピアノやドラム、バイオリンなど、楽器を区民がそれぞれ購入せずに気軽に主体的に文化芸術活動に参加できる環境づくりを、ぜひシェアリングを活用して進めていただきたいと思います。

シェアリングを活用して解決できる地域課題はまだたくさんあります。所有から共有へと移行することにより、大量生産や大量廃棄などがなくなり、結果的にCO₂の排出量の削減につながることも報告されています。持続可能な社会の実現に向けて、本格的にシェアリングエコノミーに取り組んでいただくことを求め、質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

[子ども部長小川賢太郎君登壇]

○子ども部長(小川賢太郎君) 岩佐議員の社会的養護に関するご質問にお答えいたします。

まず、社会的養護についてですが、本区は児童相談所を設置していないことから、乳児院や児童養護施設への入所措置等は東京都の児童相談所が行っております。区においても人数は少ないものの社会的養護を必要とする児童への支援は必要であり、入所から退所に向けて、都の児童相談センターとの連携や役割分担が大変重要であると考えております。乳児院や児童養護施設の運営については、都が職員の配置等の支援をしておりますが、区としても児童養護施設退所後の支援を担う当事者としての立場から、ケース会議への参加や施設への訪問等を通じて情報共有を図るなど、積極的かつ緊密に連携をしております。

次に、ケアリーバー、すなわち施設退所者への支援についてでございます。児童が退所する際には、児童相談センターから必要な情報を円滑に区に引き継ぐため、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議、こういった会議を開催している中で、退所後も引き続き必要な支援を行えるように取り組んでいるところでございます。

次に、里親制度の推進についてですが、本区においては、他区の里親に委託された児童はいますが、現在、区内には里親がいない状況が続いております。引き続き都と連携しながら、関係機関へのリーフレット配布や、区の広報紙による普及啓発、当事者による体験発表会などを行うとともに、今年度はさらに広く周知啓発を行うため、児童館が開催するイベントでの広報活動を実施する予定でございます。

次に、特別養子縁組については、民間機関によるあっせんを介する場合でも児童相談所への照会など連携が必要となります。このため、養子縁組を希望する方からの相談があった場合には、都の児童相談センターとの情報共有を図り、あっせん業者との連携が円滑に行われるよう引き続

き対応してまいります。また、ショートステイについては、現在、乳児院や児童養護施設、保育施設を活用する形で実施しておりますが、利用実績が増えていることから、里親家庭でのショートステイ実施を含め、今後の対応策を検討してまいります。

最後に、ふるさと納税制度を活用した乳児院や児童養護施設、施設退所者への支援についてですが、都が様々な支援策を講じている中で、どのような支援がさらに必要なのか。その財源としてふるさと納税を活用するかについては、他の自治体の取組等も参考に、今後、十分検討してまいります。

〔保健福祉部長清水 章君登壇〕

○保健福祉部長（清水 章君） 岩佐議員のご質問のうち、社会保障制度についての教育と周知、相談体制の強化についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、国民年金の保険料未納率や免除の人数の把握及び未納者についてでございます。本区における令和5年度末の国民年金保険料の未納率は12.5%、免除者は1,536名と千代田年金事務所から情報提供を受けており、区といたしましても未納者につきましては課題と認識しております。

次に、公的年金を含む社会保障制度についての理解促進についてでございます。社会保障制度は社会全体で国民の安心や生活の安定を支える仕組みであり、国や都、関係機関等と連携し、区民への理解促進を図る必要があると考えております。本区におきましては、千代田年金事務所と連携して、区広報紙やホームページで周知しているところでございますが、さらに分かりやすい内容となるよう検討してまいります。また、若い世代の社会人等への社会保障教育の推進も重要であり、厚生労働省の社会保障教育の指導者用マニュアル等も活用しながら理解促進を図ってまいります。

次に、10月からの社会保険適用拡大についてでございます。既に日本年金機構がホームページや適用拡大専用サイトを開設して周知をしております。各年金事務所では、管轄の適用事業所に趣旨を説明し、相談機能も強化されております。区では、お問合せや相談、最新の情報発信につきまして千代田年金事務所と連携して適切に対応してまいります。

最後に、相談体制についてでございます。現在、保険年金課には社会保険労務士の有資格者を含みます国民年金相談員を配置し、制度や仕組みなどにつきまして、高齢者、障害者を問わず、いつでも気軽に相談できる窓口を設けております。今後とも丁寧な相談対応と制度周知の充実に取り組んでまいります。

〔デジタル担当部長夏目久義君登壇〕

○デジタル担当部長（夏目久義君） 岩佐議員のシェアリングエコノミーに関するご質問にお答えいたします。

シェアリングエコノミーは、ITの普及・高度化に伴い、子育て支援や食品ロス、人材不足の解消など、地域の諸課題の解決に資するものとして自治体での活用も進んでいると認識しております。本区では、令和4年に策定したDX戦略を推進してきましたが、今後は行政手続の利便性や職員の生産性向上の取組にとどまらない地域のスマート化の推進が必要です。

デジタルは、シェアリングエコノミーにおいて多様な人々の結びつきを支えるものであり、地域のスマート化推進の有効な手段になると認識しております。一方で、シェアリングエコノミーの実施やシェアリングシティとして国等との連携を模索するに当たっては、地域の課題やニーズを丁寧に把握するとともに、継続性のある仕組みや体制の整備、安全性の高いシステムの構築などが必要であり、庁内関係部署とも協調しながら検討してまいります。

なお、町会支援に資するシェアリングプラットフォームづくり、子どもの遊び場をはじめとした空間の共有、文化芸術活動への参加促進策となる楽器に触れられる機会づくりなど、それぞれのシェアリングエコノミーに関わる取組については、デジタル技術の活用などとともに関係所管部と連携しながら検討してまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 日本共産党の牛尾こうじろうです。一般質問を行います。

最初に、若い世代への支援についてです。

昨年、博報堂生活総合研究所が実施した日本、中国、ASEAN諸国における初めての8か国調査「グローバル定点2023」の調査結果によると、アジアの中で日本の多くの若者が「自分の将来イメージは暗い」と考えていることが分かりました。20歳から29歳の年代で「自分の将来イメージは暗い」との答えが、日本以外の国では、インドネシアが1.4%、フィリピン3.2%、中国が6.1%などに比べ、日本の20代は42.6%と突出しています。同調査で「今後自分の経済状態は楽になると思うか」の問いで、20代の若者では、ベトナム92.2%、インドネシア91.4%、中国82.8%などに比べ、日本の20代は14.8%と極端に少なくなっています。15歳から19歳での回答でも、日本以外の国々は「楽になる」との答えが7割から9割なのに対し、日本では15.4%と、これまた極端に低い状態です。10代後半から20代といえれば本来希望を持って社会に羽ばたいていく世代なはずですが、しかし、アジアの各国の若者と違い、日本の若者は将来に展望が持てないまま社会に出ているのです。これは単に日本の若者が他国の若者に比べてネガティブな性格というわけではありません。インターネットサービスを手がけるビッグロブ株式会社が昨年行った若年層を対象とした意識調査の結果によると、「日本の未来に希望を感じるか」の問いに対し、18歳から24歳の若者では「希望を感じない」との答えが74.6%に上り、その理由について「政治に期待ができない」が56.7%でトップでした。

大学に進めば高い学費、働いても低賃金、広がるワーキングプア、まさに政治が若者に暗い未来を見せているのです。若者が希望を持って社会に出られるようにすることは、まさに国政はもとより区政にも問われるのではないのでしょうか。

区では、子どもや子育て支援を様々に行っていますが、医療費の無償化にしても、児童育成手当にしても、いずれも対象は18歳までです。2022年4月1日から成人年齢は18歳に引き下げられました。18になれば法的には単独で法律行為が行えるようになります。つまり社会的に大人になるわけです。就職する人もいれば大学を目指す人もいるでしょう。ただ、社会的に大人といってもすぐに自立して安定的な生活ができる社会ではありません。18歳という年齢で

様々な施策がなくなると、若者やそれを支える家庭にも大きな影響を与えているのではないでしょうか。

そこでまず区の認識をお聞きします。様々な支援が18歳で区切られていることについてどのように考えていますか、お答えください。

18になり大学の進学を選ぶ人は高い学費が大きな壁となります。(スクリーンを資料画面に切替え)区は今年度から入学・在学費用等の教育資金の貸付けを受けた保護者に対し、教育ローンに係る利子の補給を行います。子どもが18までとしています。現役で大学に進学できれば対象になりますけれども、浪人するなどして19歳になれば対象外です。区は利子補給について全ての子どもが個々の家庭環境に左右されずに子どもが望む教育を受けられ、学びの機会を保障することを目的にしています。そうであるならば、18歳という年齢で区切らずに、大学に通う全ての子どもを持つ世帯を対象にすることを求めますがいかがでしょうか。(スクリーン表示を元に戻す)

さて、教育ローンは子を持つ保護者などが金融機関から資金を借りる制度です。一方、同じ資金でも奨学金は子ども本人が資金を借り大学卒業後返済していく制度です。現在、大学生の約半数が奨学金を利用しています。返さなくてよい給付制の奨学金もありますが、ごく僅か。多くの学生が借りているのは返済が必要な貸与制の奨学金で、そのうち6割が有利子、利子がある奨学金です。奨学金の平均借入総額は324万円、奨学金を借りた学生は大学を卒業後これだけの借金を背負って社会に出るわけですから。毎年の返済額は20万円にも上り、平均の返済期間は15年にも及びます。今回の教育ローンの利子補給は残念ながらこの奨学金については対象外です。

(スクリーンを資料画面に切替え)

埼玉県新座市、ふじみ野市などでは、国の教育ローンと合わせ奨学金についても利子の補給を実施しています。しかも、大学に通っている全ての学生を対象にするなど、18歳という年齢で区切りをつけていません。そこで千代田区でも奨学金利子の補給を行ってはいかがでしょうか、ご答弁ください。(スクリーンの資料画面を切替え)

さて、足立区では、奨学金返済そのものへの支援を行っています。都の育英資金や学生支援機構の奨学金、区育英資金を利用している、または利用を予定している方に対し、学校を正規の修業年数で卒業後、10年以内に区に住民税を2年度分以上納税した後に奨学金の借入総額の半額を助成しています。新社会人としてスタートした後、まだ給料も少ないときに奨学金返済の負担が軽減され大きな支援となっています。千代田区では、区内で働く保育士や介護従事者に対しての奨学金返済支援を行っていますけれども、奨学金の返済が大変な区内に住む若い世代への奨学金返済の支援を行ってはいかがでしょうか、ご答弁ください。(スクリーン表示を元に戻す)

保護者や子ども本人が学ぶために多額の借金をしなくてはならないのは高い学費があるからです。お金の心配なく学べるようにするためには、国の責任で学費を引き下げていくことが求められます。それとともに区としての支援も必要です。前定例会で求めましたが、区独自の給付制奨学金の創設を求めます。ご答弁をお願いします。

さて、若い世代の支援を求めてきましたけれども、千代田区では18歳までの子どもや子育て

世代への相談や支援の窓口は子ども支援課や子育て推進課という窓口があります。一方、19歳から20代までの若者が仕事など様々な悩みを相談する窓口が区にはありません。（スクリーンを資料画面に切替え）

葛飾区では、若者相談窓口を設置して、おおむね15歳から39歳以下の区民の方とその家族の方、支援者の方が様々な相談を受けて支援につなげております。また、全国の自治体では若者条例を制定して18歳以降の若い世代を支援している自治体もあります。そこで、ここ千代田区でも若い世代が直接相談できる窓口の設置など、若い世代を直接支援する体制づくりを提案します。ご答弁をお願いします。（スクリーン表示を元に戻す）

次に、暮らしや事業者への支援について質問します。

今年度の予算では、学校給食の無償化や区立学校教材費の一部補助、子どもの遊び場の確保など、子育て世代が求めてきた施策が一部盛り込まれました。しかし、高齢者や低所得者、中小零細事業者への支援については前進がありません。それどころか国民健康保険料、介護保険料などは負担が増えました。この間の物価高騰対策も予算は全て国の財源で区の独自財源は1円も使っておりません。今年度は区の税収が23億円も増加する見込みです。弱者に寄り添う政治が今求められているのではないのでしょうか。

2つのことを求めます。1つは、経済的に大変な世帯への支援です。特に生活保護世帯への支援を求めます。区議会には「生活支援課における夏季加算の検討」を求める陳情書が提出され、審査の途中です。今年は記録的な猛暑ですが、電気代の値上げが生活保護世帯を苦しめています。物価も電気代も上がっているのに生活保護費の支給は変わっておりません。この猛暑の中、電気代を気にしてエアコンを我慢する方もいらっしゃいました。命や健康を守る支援が必要です。生活保護には地域によって冬季の加算はありますがけれども夏季加算はありません。夏季加算を行うには生活保護の制度を変える必要があります。そこで、区として国に対し生活保護の夏季加算を求めていただきたいのですが、いかがでしょうか。また、区として独自に生活保護世帯への猛暑への見舞金を支給してはいかがでしょうか。

いま一つは中小零細事業者への支援です。帝国データバンクの調査によると、2024年上半期の企業倒産は、倒産4,887件と、2014年以降で最多になったことが明らかになりました。その中でも負債額が小規模な企業の倒産が目立つとしています。中小零細事業者はコロナ禍の影響からなかなか抜け出せない下で物価高が追い打ちをかけています。国民の実質賃金は下がったままで、賃上げも物価上昇に見合っておりません。個人消費が伸びないことも痛手となっています。区内の中小事業者や飲食店の中にはその地域のコミュニティを支えている会社や店舗も少なくありません。そこで区として中小零細事業者への支援策の具体化を求めます。ご答弁ください。

続いて、小規模な介護事業者への支援です。物価や電気代の値上げに加え、訪問介護の基本報酬の引下げが経営を圧迫しています。ある介護事業所は、家賃や駐輪場代の負担が重いという声を寄せています。介護事業者は区民の福祉を支える大事な存在です。安定した経営を保障することが区民の在宅生活を支える上で不可欠です。そこで、区として小規模な介護事業者の実態調査を行い、事業者の抱える不安や求めている支援策などを聞き取ってはいかがでしょうか、ご答弁

ください。その上で、区ができる経済的な支援策を求めます。併せてご答弁ください。

さて、介護事業者の経営を安定させるには介護報酬の引上げが欠かせません。区として国に対し介護報酬の抜本的な引上げを働きかけることを求めます。いかがでしょうか。

最後に、「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書」について質問します。

報告書では、再発防止として、議員との関わり方の見直し、職員倫理の向上、適正な契約制度等の構築の3つのことを述べています。そのうち議員等と対応する際の職員の行動基準として、複数職員での対応や対応記録と上司への報告の徹底などを示しています。対応記録の徹底については、議員等による不当な働きかけを抑止する上で有効な手だてだと思います。一方、議員の職員への働きかけの中には、住民の切実な要望や困っていることなど、住民の人権を守る立場からの内容もあります。しかし、報告には議員からの不当な要求と住民の切実な声や要望を区別する基準が示されていません。このままでは住民の切実な要望も不正行為の再発防止のための記録と扱われかねません。住民の要望は多種多様でその理由も様々です。住民側の問題なのか区の問題なのか、それも違いがあるでしょう。そうした住民の声を聞く議員とのやり取りをただ記録するだけでなく、区の幹部職員の全体の認識にするならば住民サービスの向上に大いに役立つのではないのでしょうか。そこで、対応記録の位置づけは不正抑止機能という観点だけでなく、住民要望や議員の活動を知る情報公開の機能という観点も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

さて、今度は議会側が問われる番です。今回の事件のきっかけは元区議からの不当な働きかけです。これまでも議員の不正行為の抑制策としての政治倫理条例が幾度となく議論されてきました。もし政治倫理条例が制定されていたならば今回の事件は防げていたかもしれません。政治倫理条例の制定など、議会側の再発防止策の具体化を早急に行うべきことを訴えて、私の質問を終わります。（拍手）

〔子ども部長小川賢太郎君登壇〕

○子ども部長（小川賢太郎君） 牛尾議員の若い世代への支援に関する質問にお答えいたします。

まず、様々な支援が18歳で区切られていることについてですが、本区では、平成19年から教育を担当する部門と子育て支援部門を統合して子ども部を設置し、0歳から18歳までの切れ目のない総合的な施策を展開しております。施策の実施に当たっては、必要に応じて保健福祉部などと連携して横断的な対応を取っており、成人に達した後も引き続いて支援できる体制を構築しております。その他の手当等の支援については、それぞれのライフステージに応じて担当の所管により行われているところでございます。

次に、教育ローン利子補給金制度の対象年齢を18歳で区切らず大学に通う全ての子どもを持つ世帯を対象とすることについてお答えいたします。本制度は、公の支援を直接受けにくい私立中学、高校を含む全ての子どもの教育関連経費を対象とした事業として設立いたしました。ご指摘の大学の学費も対象となりますが、成人に達した方が経済状況等の事情により支援が必要な場合は、国や民間等の各種奨学金の利用が可能となっております。このため、子ども部としましては、18歳までの子どもを対象としたところでございますが、教育ローンの利用実態やご意見などを踏まえ制度の運用を検証してまいります。

次に、奨学金の利子補給や返済が困難な場合の支援制度及び区独自の給付型奨学金の創設についてですが、国や民間等による諸制度があること等を踏まえ、当面は教育ローン利子補給金制度を実施しつつ、今後とも国や他自治体の動向などを注視してまいります。

次に、若い世代が直接相談できる窓口の設置などの支援体制についてでございますが、年齢にかかわらず、それぞれの目的に応じた相談や支援などに対応する各種窓口があり、コールセンターや総合窓口においてもご相談やご案内などの対応をしております。相談や聞き取りの結果、明らかになった課題等については、関係所管に共有するとともに、必要な窓口を引き継ぐなど、区を挙げて対応をしているところですが、ご指摘の他区の事例については十分研究してまいります。

〔保健福祉部長清水 章君登壇〕

○保健福祉部長（清水 章君） 牛尾議員の生活保護世帯に関するご質問にお答えいたします。

まず、生活保護世帯に対する夏季加算についてでございます。ご案内のとおり、生活保護制度は法令で定められた国の制度でございます。その内容等につきましては国政の場においてご議論がなされるものと認識しております。

次に、生活保護世帯へ区独自の猛暑の見舞金支給についてでございます。生活保護受給者には、年齢や世帯構成等に応じて国が定める必要な種類の保護費が支給されております。また、生活保護世帯を含めた低所得世帯に対しましては、価格高騰特別支援給付金を現在プッシュ型で支援しているところでございます。したがって、これらの支援策に加えてさらに見舞金を支給することは、生活保護世帯以外の世帯との均衡という観点からも難しいものと認識しております。

次に、小規模介護事業所に関するご質問にお答えいたします。区では、平成24年に介護サービス推進協議会を設置し、千代田区における介護保険事業の円滑な推進のため、区内においてサービスを提供する介護保険法に基づく指定事業者と年間4回程度意見交換を行っております。小規模介護事業所への実態調査につきましては、本協議会も活用しつつ、日々の業務を通じて把握に努めてまいります。なお、ご提案の経済的な支援につきましては議論が必要であると認識しております。また、介護報酬につきましては、国の審議会等で議論がなされた上で決定されるものと認識しております。

〔地域振興部長印出井一美君登壇〕

○地域振興部長（印出井一美君） 牛尾議員のご質問のうち、中小零細事業者への支援についてお答えいたします。

区は、令和5年3月に「千代田区産業振興基本計画」を改定し、コロナ禍で傷んだ区内の経済の活性化と成長力の維持・向上のためにイノベーションの創出促進をしつつ、中小企業の経営安定化に向けた支援や積極的な取組の応援を行っていくこととしております。我が国の産業を取り巻く環境が大きく変化し、事業活動に影響するリスク要因も複雑化している中で、それぞれの企業の課題に対応した支援が求められるものと認識しております。区では、中小企業診断士による無料の経営相談を実施するとともに、経営資源が乏しい傾向にある小規模事業者には利子補給率の高い融資制度を提供しています。多くの事業者の皆様にご利用いただいております。融資の有用性を実感しているところでございます。今後もこうした丁寧な対応、丁寧な支援を継続してまいります。

ます。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 牛尾議員のご質問のうち、対応記録に関するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、対応記録には不正抑制という観点だけでなく、住民要望や議員の活動を知るという観点からの取扱いも必要だと認識しております。そうした観点も踏まえ、個人情報の取扱いなどには十分に注意しつつ、住民サービスの向上にも役立てられるよう、対応記録の取扱いについて検討していきたいと思っております。

○7番（牛尾こうじろう議員） 7番牛尾こうじろう、自席より再質問をいたします。

答弁全体を聞いてみて、自分の将来イメージは暗いというように思っちゃうなと感じました。地方自治体の役割というのは、住民福祉の向上と。国の制度が悪ければ区独自の施策を行ったり、国に意見を言っていくというのは、当然、自治体の役割だと私は思うんですよ。何のために地方自治体があるのかと。国のやっていることをそのままやればいいのかと。そうじゃなく、住民の立場に立って、本施策が本当に住民にとって問題があるといえば、国に対してもしっかりも意見を言っていくと。これは当然の姿だと思うんですよね。国で議論がされていると。その答えで終わるんであるならば、地方自治体の役割は本当はないと私は言わざるを得ません。そういう点で答弁をもう一度お願いをしたいと思います。

それと、子ども部が18歳以降の質問に答弁をするという時点で、もう、これ、本当に矛盾が出ていると思うんですよ、やっぱり2022年に児童福祉法が改定されて、児童養護施設や里親で育つ若者の自立支援が、これまでは原則18歳だったのが、年齢が撤廃されたんですね。18歳になって社会に出ていってくださいというふうになっても、その後、困窮や孤立に陥ってしまうという事例が多いからです。（ベルの音あり）だから18歳以降も支援するんだというふうになったわけですよ。そうした視点で、18歳になったから福祉と連携していますとかじゃなく、様々な施策を続けていくという視点で行っていただきたいと思っておりますけれども、いま一度ご答弁をお願いします。

〔子ども部長小川賢太郎君登壇〕

○子ども部長（小川賢太郎君） 牛尾議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、確かに関係所管との連携だったり、成人後につながる、その前段の役割を担っている子ども部としまして、きちんとその辺りを引き継いでいける体制というものが非常に重要だというふうに思っております。そして、先ほどご指摘いただいたような、他の自治体のいい事例がたくさんありますので、そうしたものを十分に研究したいと思っております。ほかの自治体でも、実施に当たって、様々な効果であったり、あるいは課題であったり、利用者の方のご意見であったり、そうしたものがあると思われまますので、十分にその辺りも調査をして研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔保健福祉部長清水 章君登壇〕

○保健福祉部長（清水 章君） 牛尾議員の再質問にお答え申し上げます。

住民の立場に立って住民福祉の向上に努めていくのは自治体職員として当然のことであるというご指摘、大変重く受け止めております。そのことをしっかりと胸に刻みながら、職員一同、職務に邁進してまいりたいと思っております。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により、休憩します。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番のざわ哲夫議員。

〔のざわ哲夫議員登壇〕

○3番（のざわ哲夫議員） 令和6年第3回定例会に当たり、日本維新の会議員団の一員として一般質問を行います。

質問に入る前に、令和6年1月1日の能登半島地震から9か月がたとうとしておりますが、現在も避難生活を余儀なくされている皆様がいつもの生活に戻られますよう、一日も早い復興を改めてお祈り申し上げます。

では、質問に入ります。

発言事項1、**昨年のA Iに関する一般質問につき、1年経過した現時点での状況について。**

令和5年第3回定例会で質問させていただいたA Iに関する（1）千代田区のA Iの取組。

（2）DXからA I化について。（3）世界A I大会、A Iオリンピックに関する開催について。

（4）千代田区が世界的に有名なA I最先端都市への取組について。以上に関しご検討いただきましたが、1年経過し、その後の進捗などがございましたらお知らせください。

千代田区立小中学校全生徒へのパソコン配付については、生成A I対応のためには、配付開始の令和2年から4年が経過した生成A I利用を前提としないパソコンであることから、生成A I利用を前提としたパソコン配付について機種変更の検討をお願いいたします。

続きまして、**発言事項2、千代田区民と千代田区にかかわる人、企業に対する生成A Iに関する地方公共団体としてのプロモーションについて。**

まずは一般質問的には聞きなれない用語もあるため、時代背景と趣旨を説明させていただいた後、各発言要旨について説明させていただきます。

コンピュータがコンピュータプログラミング言語ではなく、人の言葉で動き始めて間もなく3年目に突入します。つまりは皮肉にも小中高で進めているプログラミングを習得しなくても、スマホに人の言葉で話せば難関大学卒業者のレベルで逐次通訳もしてくれれば、算数・数学の家庭教師、英語の家庭教師、発音記号入り単語帳も作ってくれ、読み上げてくれ、さらには数千円払って有料プランを利用すれば、プロンプトという文言によって生成された画像や音楽などを公開できる状況となります。また、A Iに役割とデータを与えて指示すれば、就職活動における模擬面接官をしてくれたり、新人営業のロールプレイング相手をしてくれたり、経営会議における人事担当者役、会計担当者役、設計担当者役、製造担当者役、営業担当者役、司会進行役を演じて

くれたり、音声でも答えてくれますので、リモート会議ではあたかも人の代わりに人が本当にいるかのように回答してくれます。プログラミングに関しては、書くのではなく生成させる時代に入っており、それによってプログラミングコーディング量98%削減、20倍の速さでの情報システム開発が実現している例もあります。つまりはコンピュータが関わる作業はコンピュータがやってくれる時代と既になっています。コンピュータを通した場合、実物とAI生成物との見分けがつかなくなりつつあります。

一例で、コールセンターの対応は、定型的な対応であれば24時間対応であったとしても人件費の数十分の1の価格で対応できてしまいます。工場の作業員関係であれば、1年、1体160万円ほどのアクロバティックな動きをする人型ロボットが登場しており、すると仮に5年償却であれば年間32万円で電気代含め月額6万円ほどで24時間365日働いてくれることとなり、こちらも人件費の数十分の1の価格で同じことができってしまうこととなります。

世界的な潮流になり得ますので、対応せずにいましたら国際的にも競争力を失います。人の労力による収入の確保のため、ここで賃金を上げたり、雇用を義務づけることをいたしましたら、一時的に労働者は収入を得ることができても、労働者を雇用する会社が消失しかねず、結果として皆収入を得られなくなります。一体どう対応したらよいのでしょうか。今盛んにDXが叫ばれておりますが、海外は既に2000年前半から着手し、完了していて、AI化もすぐにできてしまう素地があるため難なく対応できています。一方、日本は平成以降、前例ばかりを探し、なければ前例がないからとリスクを取らず、挑戦せず、先延ばしにしてきた結果が政治経済における日本の今の姿なのではないでしょうか。

東京都の合計特殊出生率は1を切り、15歳の子どもの国際学力は世界トップレベルであるにもかかわらず、大学進学者の半数は奨学金という名の借金を抱え、就職できなくなるので大学院には進学せず、就職と同時に能力に関わりのない年功序列のなかなか上がらない給与の中から教育ローンの返済、結婚適齢期の低収入と平成初期の倍額はある社会保険料を含めた税、選挙権のない若者に悔しい日本の現実を見せてきた結果が、若者の死因第1位が自殺であるのは先進国中日本だけであることや、結婚しても子どもを産まない夫婦が増えている状況があります。

そんな状況の中、今年は前例のない様々な変化が起こっております。そのためか、国政においても過去最大となる立候補者数の自民党総裁選においては、そのスピーチの中には、特に子どもを意識したものとして、今変えないと子ども世代に間に合わないことから、小泉進次郎氏は出馬会見の中で「決着、新時代の扉を開ける。次の時代もかせげる新しい産業が生まれる国にしたい。自動車産業に加え、世界でかせげる産業を子どもたちに見せたい」と述べられています。このような状況で、仮に国政からの要求があった場合に地方自治体は迅速に動くことができるのでしょうか。国民と直接接する地方自治体の新しい形はないのでしょうか。

考えを進める上で参考になるものとして、官主導では八幡製鉄所の例があります。海外からでも優秀な人材を招き自立できるようになってから民営化、石丸伸二氏が前市長在任中に行った地方自治体が自らかせぐ手段はどの程度拡張できるのか。

これらを踏まえて発言事項2、千代田区民と千代田区に関わる人、企業に対する生成AIに関

わる地方公共団体としてのプロモーションについて質問させていただきます。

(1) 生成AIの活用のため、千代田区の手企業においてはRAG、Retrieval-Augmented Generation、検索拡張生成導入及びファインチューニングでの解決を試みているが、千代田区での取組について。(スクリーンを資料画面に切替え)

生成AIにその組織の考えに沿った回答をさせる場合、生成AIは過去のある時点までのデータによって回答を生成するため、最新情報を加えた回答はしません。その解決のために大手企業ではLangChainを用いてRAGの仕組みを構築し、社内ファイルや社内データベース、インターネット上の情報を取得した上で回答を生成し、回答の正確性を向上させる取組がなされています。(スクリーン表示を元に戻す)あるいは、RAGを導入しない場合、生成AIにさらにデータを学習させ、回答精度を高めるファインチューニングをする方法と、RAGとファインチューニングを併用する方法とが考えられます。この点に関し、事例開示によって中小企業での導入も促進されることから、千代田区での取組について何かなされているようであれば、その内容についてご回答ください。

(2) EBP導入に関して、EU及びアメリカにも対応した、新しいビジネスモデルにも対応した統合会計ソフト導入の検討について。民間企業には複式簿記が求められる一方で、国、地方公共団体は単年度の単式簿記による歳入出を行っておりますが、複数年度にわたる状況を把握する上では複式簿記を前提としたEBPを導入する必要があり、そのために民間グローバル企業9割はドイツ製統合会計パッケージソフトウェアを導入しています。その中にはビジネスモデルの変化に応じた柔軟な対応ができる機能もそろっています。近い将来スタートアップ企業など、支援施策においては、その連携なども必要となることから、今からでもそのようなパッケージソフトウェアの導入のご検討をお願いいたします。(スクリーンを資料画面に切替え)

続きまして、(3)(4)(5)(6)に関し関連しますのでまとめて質問いたします。国際社会において数%の人口しかいないにもかかわらず、日本人や日本の文化・文明が一目置かれていることに気がつきます。その一翼を担っているのが日本発の漫画、アニメ、ドラマ、映画です。千代田区にはそれに関わる出版社、印刷社、著作権に目を向ければ、ほかにもラジオ放送局、新聞社など多数であります。(スクリーン表示を元に戻す)

これを生かす方法はあるのでしょうか。次の時代もかせげる新しい産業が生まれる国にしたい。自動車産業に加え、世界でかせげる産業を子どもたちに見せたい。AI開発においてデータの使用を無料にした場合、価値あるものでも対価は得られませんが、著作権の区分所有をできる仕組みをつくるとすると、それは使用料とは別に売買の対象となり得るので、損益計算上、使用料は得られずとも、貸借対照表上の使用差止めができる財産的経済価値は得られるため、著作権者を保護する仕組みとしては今後考慮する価値はあると考えます。また、千代田区においては、次世代地方自治体のかがみとして、自治経費を税で徴収する自治体から、資源活用で自ら世界でかせぎ住民へ還付する自治体となっただき、また効率化、時短で人手を減らし、利益拡張生成AIに稼がせ、住民に還元交付し、世界一住みたくなる自治体へとバージョンアップしていただきたく期待しております。そのためには変わらないことを前提とした定型業務処理のため

の縦割り旧世代組織は卒業して、非定型業務に柔軟に対応するD A O、D e c e n t r a l i z e d A u t o n o m o u s O r g a n i z a t i o n、分散型自律組織化D X次世代組織へと変貌を遂げる必要があるかと考えます。そのためにはE B P M導入による施策動向の可視化、前例がない創造的な業務に対するインセンティブなどがあってもよろしいのではないかと考えます。条例によって一部采配ができることはあるかと考えます。また、著作権でなくとも地区の強みを生かした財サービスの自治体取引所は存在意義があると考えます。

以上をもって、(3) R A G活用による千代田区民と企業とはもちろん、首都圏、国民、世界の人々が千代田区との間に強い結びつきを感じ、楽しい気持ち、幸せな気持ちになる取組についての検討について。

(4) 地方創生の一環として、国と連携し、自動車産業に加え、次の時代も世界でかせげる産業のスタートアップ新ビジネス支援・既存ビジネス拡張支援プロモーションと自治体取引所の創設検討について。

(5) 千代田区が自ら世界でかせぎ、時短、効率化、利益拡張生成A Iに稼がせ、住民に還元交付する取組の検討について。

(6) 千代田区全職員の生成A I対応リスクリングと迅速な対応のためのD X次世代組織導入検討について。

以上は前述のとおりですが、ぜひご検討を頂きたいと思えます。

法人会の税務教室を受講した千代田区立小学校の4年生なども、東京千代田区官製談合事件もあったことから、もしかしたら区議会議員以上に安全・安心、心地よい故郷のために納税して、命を張ってまちを守ってくださる消防、警察、学校、千代田区職員、選挙権はないけれども当事者である子どもの未来について真剣に考えているのではないかと思います。「選挙権がないのが悔しい」安芸高田市に限らず、気がつき始めた日本の若者はそう思っているのではないのでしょうか。一部を知らせて要は隠して知らせず、教えず、関与させないかっこ悪い大人ではなく、知らせて、教えて、参加させるかっこいい大人の姿を子どもたちに見せてあげたいとは思いませんか。

本一般質問は日本国における地方自治の一議会での話ですが、インターネットで公開されるからには、日本全国の地方議会、国境越えて各国国政、地方議会においても、立場、派閥を超えて役に立てればと考えております。千代田区から、東京から、日本から世界を動かそう、そんな言葉を大人が言い始めたら、選挙権のない子どもたちも、そんなことを言う大人になろうと理想や希望を持って人の能力を超えたA Iがあって当たり前の未来の社会を安心して歩んでいけるのではないのでしょうか。100年後、1000年後も人類が自由で豊かな幸福に生き残るために、機械にできることは機械に、人間はもっと人間らしいことをと心より願います。

以上、区長、教育長並びに関係理事者の皆様には、明快かつ前向きな答弁をお願いできましたら幸いです。

以上をもちまして、令和6年第3回定例会、日本維新の会議員団の一員として（ベルの音あり）質問を終わります。皆様、ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） のぞわ議員の機器更新の検討についてのご質問にお答えいたします。

生成A Iは、単語や文章を推測し、統計的にそれらしい応答を生成します。回答は誤りや事実と異なる内容を含む可能性が常にあり、参考の一つにすぎないことを十分に認識してファクトチェックを行い、最後は自分で判断することが必要になります。そのため、基本的に子どもたちの利用については、生成される情報の真偽や適切性を判断する力が不足しているなどの理由から、各社の利用規約などでは制限をされております。区立小中学校の子どもたちに貸与しているタブレットPCは昨年10月に更新しており、機能的にはM i c r o s o f t社の生成A I「コパイロット」の使用が可能ですが、利用規約や国のガイドラインなどを踏まえ使うことができないように設定してあります。今後の生成A Iの利用に関する国のガイドライン改定の動向を注視しつつ、当面は校務での利活用や教員の技術力向上を図ってまいります。

〔地域振興部長印出井一美君登壇〕

○地域振興部長（印出井一美君） のぞわ議員の地方創生に関連した新ビジネス支援、既存ビジネス拡張支援についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、次の時代を担う産業育成は大変重要な観点であると認識しております。区におけるスタートアップ支援、既存ビジネス拡張支援につきましては、産業コミュニティ形成支援事業を「千代田CULTURE×TECH」として昨年12月に立ち上げ、都の協力も得て事業を進めております。今後はスタートアップだけではなく、区内の事業者など、様々なステークホルダーに産業コミュニティに参加するメリットを感じていただけるよう、オープンイノベーションが展開され、新規ビジネスの拡大を支援していく取組を検討してまいります。

次に、地区の取組を生かした財サービスの自治体取引所の創設検討についてですが、地方自治体は公共の利益を追求することを原則としており、またリスクを伴う事業への投資等には慎重であるべきと認識していることから、取引所開設に関する検討は困難であると考えられます。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） のぞわ議員のEBPM導入に関する会計ソフト導入に係る質問にお答えいたします。

限られた行政資源を有効に活用しながら政策効果を最大化させていくためには、目的に対する効果が明らかな政策展開が重要であり、EBPMの活用は大変有意義な取組であると認識しております。まずはデータの収集や分析方法など、職員の知識やスキルの向上に取り組み、区においてEBPMを導入するためにはどのようなシステムが適切か研究に努めたいと思います。

〔デジタル担当部長夏目久義君登壇〕

○デジタル担当部長（夏目久義君） のぞわ議員の生成A I等に関するご質問にお答えいたします。

初めに、令和5年第3回定例会でご質問いただいた事項に関する状況ですが、本区では、社会における生成A Iの重要性を認識し、本年3月「生成A I活用方針及び活用ガイドライン」を策定し、全職員が生成A Iを活用できる環境を整備いたしました。今後も引き続きデジタル技術の

動向を注視し、本区とA Iとの関わり方について検討してまいります。

次に、区におけるR A G等の活用状況ですが、現時点ではそれらの活用に至っておりませんが、特にR A Gについては業務効率化に寄与する可能性があるため、今後その活用について検討してまいります。また、R A Gの活用によって人々が千代田区との間に結びつきを感じる取組ですが、各コンテンツや著作権など、千代田区の持つポテンシャルやR A G活用の可能性に関するご提案と受け止め、技術の活用動向等を注視してまいります。

次に、生成A Iの活用による効率化や住民への還元についてですが、まずは生成A Iの積極的な活用によって業務を効率化し、生み出したマンパワーを企画立案や相談業務など、職員が担うべき業務に振り向けることで住民に還元していきたいと考えております。

最後に、職員のリスクリングとD X化次世代組織の導入ですが、本区は、現在、新たな生成A Iの利用拡大に合わせ職員のA I活用スキルの向上にも努めております。具体的には、集合型の研修に加え個別相談会、コミュニケーションツールによる常時の相談を実施するとともに、相談結果を組織全体にフィードバックして共有することで職員全体のスキル向上を図っているところです。なお、組織の在り方については、社会の変化や働き方の変化に応じて適切に対応していくべきものと考えております。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、16番入山たけひこ議員。

〔入山たけひこ議員登壇〕

○16番（入山たけひこ議員） 令和6年第3回区議会定例会において一般質問いたします。

今回は、千代田区の食品ロス削減推進計画について、九段千鳥ヶ淵・北の丸公園の観光資源と維持活用について伺います。

今年の東京の夏は猛暑日が最多を更新し、全国的にも気温の高い日が続き、世界では地球温暖化ではなく地球沸騰化と言われるぐらいな気候環境となっています。天候が不安定な中、食料品の高騰や野菜など生鮮品の発育不良、高温障害、そして令和の米騒動と言われるような、食にまつわるニュースが多い夏でした。また、世界的には飢餓問題に悩まされる国や地域がある一方で、先進国のように食料が余り、フードロスが問題になっている国や地域もあります。

多くの食料を輸入に頼っている日本の食料安定供給のために、国内の農業生産を増すことで食料自給率を上げることが必要であり、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせることで食料安全保障を確保する上で大事なのではないのでしょうか。また、ごみの埋立地問題でも最終処分場（埋立地）が失われるということを、環境省では、今年の3月に令和元年度のデータを基に、およそ20年で日本全国の最終処分場が満杯になり、ごみを埋立てできなくなるということを発表しています。この社会的な問題とアンバランスな状態を改善し、世界規模で食料均衡を保てるようなフードロス対策が必要だと考えます。

フードロス（食品ロス）とは、本来は食べられるものの廃棄されてしまう食品のことです。フードロスをなくすためには、無駄な食材を買わない、製造しないといった取組が必要です。ただ、現状では多くの食品廃棄物が出ています。消費者一人一人が意識することはもちろんですが、食品を提供する事業者側にもフードロスを抑制する取組が求められています。

フードロスを減らさなければいけないその理由として、経済、環境、社会の3つの観点から見る事ができます。それぞれが私たちの経済活動や消費行動に深く関係した問題だからです。経済的損失として、全国の自治体の一般廃棄物関連費用、燃やすごみのうち、食品廃棄物に多額の公費が処理費用に充てられています。また、環境問題として、加工業者や流通業者、飲食店、家庭などからごみとして出された食品は処理工場に運ばれ、多くの自治体では可燃ごみとして焼却処分されます。この運搬から焼却までの過程では多くのCO₂が発生するため、食品ロスは環境負荷の面でも問題視されています。社会的には、世界の飢餓や貧困が理由で十分な食料が得られない地域や人々が多く存在します。解消されるべき課題は、先進国で暮らす多くの人々がフードロスについて無自覚、無関心のままでいることです。

令和6年3月千代田区では「千代田区食品ロス削減推進計画」を策定しました。この計画は、区民、事業者、行政が一体となって食品ロス削減の取組、廃棄物の削減と気候変動問題の解決を目的としています。計画期間は令和6年度から令和12年度の7年間としています。また、この計画は一般廃棄物処理基本計画における重点分野の計画として位置づけられています。食品ロスの現状と課題は、区内の家庭系、事業系の食品ロス量1万2,207トン、そのうち約96%が事業系の食品ロスと推計されます。この現状を踏まえて、食品ロス削減に向けた課題としては、家庭の食品ロスの多くは直接捨てられる直接廃棄、家庭内で賞味期限、消費期限切れを出さないようにすることや、冷蔵庫内の適切な食品管理です。環境教育、環境学習の推進、家庭に向けた情報発信の取組、そしてフードドライブの拡充、千代田区型コンポストの活動推進に取り組んでいく必要があると考えます。

事業系の食品ロス削減については、事業系生ごみがオフィスビルに入居の飲食店、店舗、ホテル、結婚式場を中心に廃棄されています。個々の店舗では、小規模事業者においても食品ロスの削減が一定程度行われています。消費者サービスの観点からどうしても実施に踏み切れない傾向にあります。食品の食べ切り運動や少量のサイズを選べる店舗、また、食品衛生的な問題がある中、自己責任による持ち帰りなども必要と考えます。

事業系の食品ロスが96%と比率が大きい中、大規模事業者、各個店への排出指導も必要です。食品ロス削減協力店の登録制度やフードシェアリングサービスの導入、食品ロス対応の自動販売機の設置の検討など、事業者との連携が大事と考えます。

食品ロスの削減の意義や具体的な取組手法をどのように認識して情報発信していくかが課題です。千代田区には数あるスタートアップ企業があります。スタートアップ企業の中には、フードロスに関わる企業もあり、フードテック (Food Tech) とはFoodとTechnologyを組み合わせた言葉です。一般的にAIやIoTなどの最先端のテクノロジーを駆使して食に関する問題を解決していく技術のことを指します。カメラで食材を自動認識し、食材を使い切れるようなレシピを提案する機能を搭載した冷蔵庫の開発や、ほかにも、渋谷区では第三の冷蔵庫と言われるZERO CO (冷蔵庫内0℃・湿度100%)、雪下野菜や長期保存をヒントにした庫内をコントロールして食材の劣化を抑えるテクノロジーなどがあります。

千代田区の新規事業としてもごみの分別アプリ「分けちよ！」というアプリがあります。現時

点ではこのアプリを2万人の方がダウンロードしているそうです。区の人口からするとたくさんの方が利用していることが分かります。しかしまだ周知も足りません。高齢者の利用も少なく、またアプリ内の食品ロスの項目の部分についてはもう少し充実が求められるところです。これからのバージョンアップを期待しています。こういったフードテックの活用やフードシェアリング、フードバンクアプリが広がることで食品の廃棄を徐々に減らすことが期待できるのではないのでしょうか。

そこで伺います。今回、千代田区食品ロス削減推進計画のアンケートの結果を見ると、区民の方はフードロス対策に意識は高く、広く周知されているものの、実際にフードシェアリング、フードドライブ、フードバンクを活用した人はそれほど多くないことが分かります。これはフードロス対策事業について意識はあるものの興味がそこまで持てない、面倒くさい、時間に余裕がないなど、フードロス問題にもう一步踏み込めていない表れではないのでしょうか。千代田区には数多くの企業や大学がある中で、各事業者とどのように連携していくのか、この計画で約7年かけて2000年度比で食品ロス量の半減に区がどのように取り組んでいくのでしょうか。また、フードロスに対する条例についてはお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、九段千鳥ヶ淵観光資源と維持について伺います。

千代田区内には約2,000本の桜があります。その中でも九段千鳥ヶ淵は都内有数の桜の名所として知られており、桜の季節になると多くの人でにぎわいます。千鳥ヶ淵周辺には約260本の桜があり、開花期間中に行われる千代田さくらまつりでは100万人もの来場者でにぎわう春の一大イベントです。靖国通りを挟んで接する靖国神社も桜の名所であり、敷地内には東京都の標本木があり、開花宣言の頃には報道関係者や全国から観光客が訪れます。また、皇居西側の千鳥ヶ淵と英国大使館に挟まれる位置に千鳥ヶ淵公園があり、ソメイヨシノやヤマザクラなど約170本の桜が植えられています。文化継承・コミュニティ活性化委員会の小藤田様の講演を受けた中で、九段千鳥ヶ淵の桜についての歴史は古く、地域の方々や千代田区がいかに桜を大事にしてきたか、また区民の皆さんが憩いの場所として長く愛されてきたことをお話いただきました。しかし、九段千鳥ヶ淵の多くの桜は樹齢が70年の老木となり、きめ細やかなケアを施さなければ現状維持が厳しい状況です。

そこで伺います。千代田区はこれらの桜を守り次世代に引き継ぐため「区の花さくら再生計画」を行っておりますが、19年がたち、植栽本数、生育状態、育成管理、後継樹木の育成を進めるための手法など、調査検討についていかがお考えでしょうか。千鳥ヶ淵の管理者である環境省と千代田区、区の花さくら連絡会との意見交換や維持再生のための協力や千鳥ヶ淵のり面の機能更新などは考えられないのでしょうか、お聞かせください。

最後に、今後の北の丸公園の活用の可能性についてお伺いします。皇居外苑の一部という特殊な性格や歴史的経緯を踏まえつつ、現在にふさわしい北の丸公園の利用の在り方などを検討するために設置された「北の丸公園の利用の在り方に関する検討会」は、令和5年12月に報告書が提出されました。この報告書では、利用の基本的方向として、景観、歴史的資源、文化施設、独自の魅力、特異性を有していることから、憩いの場、学びの場として広く一般国民に供されるの

みならず、外国人観光客も含め、様々な人々が利用することを期待するとともに、日本の魅力の発信に貢献することが望ましいとしています。また、周辺との相互連携による観光全体への貢献も期待されると指摘しており、文化、歴史、観光といったことが今後の利用のキーワードとなっています。

さきにこの報告書を踏まえ、区と千代田区観光協会は環境省と共催で観光庁の事業を活用してインバウンド向けの観光事業を実施するとの報告を企画総務委員会でありました。併せて北の丸公園においてプレーカー等を活用した子どもの遊び場のイベント利用ができるような取組も検討されているとの報告もありました。千代田区にありながら国民公園という性格上、区として活用できなかった北の丸公園がこのように利用できることは区民として大変喜ばしいことでもあります。区民の公園として親しまれ、区内の幼稚園児・保育園児の遠足や乳幼児の遊び場所として、また四季折々の景色や花々を撮影したり森林浴をする高齢者の方や、ジョギングや犬の散歩などを楽しむ方も多くいます。一方で、国民公園としての限界、我が国の象徴とする皇居外苑としての限界もあります。今後とも千代田区民の利用や区の歴史、文化等の発信を通じて、区民の誇りの醸成やコミュニティ振興、観光振興につながる取組を期待したいと思います。

そこで伺います。区長は6月の定例会招集挨拶で、祭礼文化が町会や地域コミュニティの求心力であるとの認識を示したと思います。この北の丸公園は旧江戸城であり、徳川将軍が祭礼見物をしたところであると聞いています。容易ではないと理解はしていますが、みこしや山車の祭礼行列がかつての御上覧ルートを巡行するようなことがあればとても夢のある話であり、地域コミュニティの強い求心力となると思います。例えば、平成18年築土祭では、安政6年の神田明神以来に実に147年ぶりにみこし渡御行列の江戸城入りを果たしたと聞いています。北の丸公園の旧江戸城の区域の活用については様々な難しい課題もあると思います。将来的にコミュニティ振興、観光振興を捉えた文化・歴史、祭礼事業など、また区民利用についてはどのようにお考えでしょうか。こうした活用の可能性について検討し、都や国と意見交換をすることはできないでしょうか、お考えをお聞かせください。

区長、教育長、関係理事者の皆様の明快な答弁を期待し、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域振興部長印出井一美君登壇〕

○地域振興部長（印出井一美君） 入山議員の今後の北の丸公園の活用や区民利用についてのご質問にお答えいたします。

北の丸公園は、旧江戸城の一部として貴重な遺構が残る歴史的・文化的資源であるとともに、戦後国によって厳格に管理されてきたことから、都心にもかかわらず静ひつで多様な生き物のオアシスにもなっております。こうした北の丸公園の活用の方向性については、議員ご指摘のとおり、同公園の利用の在り方に関する検討会で議論されてまいりました。検討会の報告を踏まえて、公園を管理する環境省は、モデル的な実証事業を積み重ねながら、北の丸公園に与える影響を評価し、段階的、部分的に利活用を緩和していくとしております。その一環として、本年11月に千代田区観光協会と区、環境省が共催でインバウンド向けの観光事業を実施いたします。

今後の活用につきましては、ご指摘のように、旧江戸城内郭にある北の丸公園の歴史的経緯を踏まえながら、江戸の祭礼文化の発信など、地域コミュニティの振興と観光振興にもつながる取組の可能性について検討してまいります。また、本年実施するインバウンド向け事業に合わせて試行する子どもの遊び場としての活用が来年度以降も継続できるよう、利用実績等を踏まえ、環境省並びに子ども部と調整してまいります。

〔環境まちづくり部長藤本 誠君登壇〕

○環境まちづくり部長（藤本 誠君） 入山議員の食品ロス削減推進についてお答えします。

危機的状況にある気候変動の対策にも寄与する食品ロスの削減には、食品を無駄にしない意識の醸成とその定着が重要でございます。10月の食品ロス削減月間の機を捉えまして、10月26日に民間事業者や区内の大学とも連携をしながら食品ロス削減フォーラムを開催する予定です。親子で楽しめる食のイベントや小中学生を対象にした絵画・標語展などを開催し、未来を担う子どもたちに食品を無駄にしない意識の醸成を定着させ、家庭で子どもがリーダーとなって楽しみながら具体的に行動できる取組を進めてまいります。さらに、議員ご指摘のAIなど、食分野の新しい技術を活用したビジネスモデルであるフードテックなどについても、食の領域における様々な社会課題の解決につながることを期待されているため、今後、区としても調査研究をしてまいります。昨年に開始した常設のフードドライブ事業をより一層推進するなど、民間事業者や大学とも連携しつつ、こうした取組を積み重ねることで2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減する目標の達成を目指してまいります。

次に、桜の機能更新についてのご質問にお答えをします。区の桜に関する取組は、これまで再生計画に基づき、毎年樹勢や活力度の調査を実施し、この結果を踏まえ剪定や土壌改良など、適切な維持管理を行い樹勢の回復に努めてまいりました。近年、老木化が進行しているため、昨年度は区全体の桜の更新計画と、これに基づき千鳥ヶ淵公園、代官町通り、真田濠の具体的な実施計画を策定しております。今年度は真田濠の更新に着手しており、今後は他の10か所の地域の具体的な実施計画を策定するなど、着実に桜の更新に取り組んでまいります。また、千鳥ヶ淵ののり面の桜の更新も重要であるため、国にも協力を働きかけながら千代田区の名所の桜を後世に継承していけるよう取り組んでまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、20番林則行議員。

〔林則行議員登壇〕

○20番（林則行議員） 令和6年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党として質問いたします。

初めに、令和5年度決算についてです。

第4次基本構想のめざすべき将来像「伝統と未来が調和し、躍進するまち」に向けた出発点となる初年度決算であり、到達点について確認してまいります。

行政最上位計画である基本計画がない区政運営の決算審査となります。基本計画の進捗を図る指標がないと単年度の成果のみの検証となってしまっただけでは基本構想の存在意義が失われてしまいます。そこで3点お尋ねをいたします。令和5年度決算の評価と課題について。令和5年度決算

は、第4次基本構想のめざすべき将来像に向けて何%進捗したのか。第4次基本構想の将来像に向けた取組と令和5年度決算の関係は何が判断基準となるのか、お答えください。

次に、主要施策の成果の掲載基準についてです。第3次長期総合計画での決算審査は合理的でした。行政最上位計画である「みらいプロジェクト（第3次基本計画改定）」の施策の目標に向けた主要施策の成果が決算審査を行う上で計画的に事業が執行されてきたのか判断できるようになっていたからです。令和5年度主要施策の成果とは記載内容がこれまでと大きく異なります。そこで掲載基準について4点お尋ねをいたします。関連する分野別計画の掲載基準はあるのか。米印の統一ルールはあるのか。事業の開始年度を記載しない理由は何かあるのか。複数の条例部に關わる施策の進捗点検は何を指標に成果検証すればよいのか、お答えください。

次に、個別具体的な施策の掲載についてです。子どもの権利推進拡充事業の令和5年度事業実績には、リーフレットを区立小学校、中学校、中等教育学校の児童と生徒に配付したとあります。何部印刷し何部配付したのかが記載がないので決算審査が効率的にはできません。従前はコストの単位の指標があり、単位と印刷数、配付数などが明記されていました。

整備関連事業につきましては、事業費に令和5年度予算現額、決算額、執行率のみ掲載しております。基本構想から基本計画、解体工事、令和5年度までの完了した総事業費が掲載されておられません。単年度決算の執行率だけでは施設整備の遅れの原因分析や検証ができなくなります。

子どもの遊び確保の取組や私立保育所等運営補助（補正予算）につきましては、事業実績に施設数と定員のみありますが、参加した園児数等が従前からありましたが、今回は記載されておられません。交通安全推進（補正予算）につきましても、事業実績の米印、自転車用ヘルメット購入費助成事業の実績が想定より少なかったため執行率が低くなりましたと記載されております。執行率が低いのは37.3%で明らかです。事業実績に補助個数を記載した上で予算策定時の想定数があれば決算らしい資料となってきます。そこで2点お尋ねをいたします。施設整備計画の掲載基準はあるのか。複数年度による施策についての掲載基準があるのか、お答えください。

次に、職員数の不足により進捗や執行率が不十分の事業について3点伺います。令和5年度の事務事業は一体幾つあるのか、条例部ごとにお示しください。各事業部で職員数が不足し進捗がよくなかった事業はあるのか。執行率が低い事業の中で、職員数が不足したことが原因の事業は幾つあるのか、お答えください。

次に、7月24日に区長決定となった**令和7年度予算編成方針の昨年度との相違点や第4次基本構想との関係**についてです。

子どもが健やかに育つための環境の確保に向けた取組の現状認識について、まず3点伺います。第3次基本構想、基本計画が終了するまでの期間の成果と課題。子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例、平成27年施行されてからこれまでの成果と課題。第4次基本構想初年度の令和5年度決算での取組の成果。そして今後の目標について改めてお答えください。

次に、形骸化している事業についてです。事業の立ち上げや再構築は客観的証拠に基づき行い、形骸化している事業は見直しのため一旦休止することも検討するなど、業務の抜本的な見直しを行うことと記載されています。予算編成方針に形骸化している事業とあり驚愕いたしました。何

を基準とし形骸化となるのか、執行率なのか、何らかの想定がなければ形骸化という表記はあり得ません。そこで3点お尋ねいたします。客観的証拠とはどのような証拠なのか。各条例部の形骸化している事業として検討している事業はあるのか。第4次基本構想の下、何が基準で形骸化している事業となるのかお示してください。

次に、令和6年度予算編成方針との相違点についてです。令和7年度予算方針の4点について、伺います。本年1月に明らかとなった官製談合事件とありますが、来年度、予算編成に官製談合事件の影響はあるのか。新たな価値基準により区政を再構築する変革とは一体何を指すのか。令和5年度までの組織風土とはどのような体制なのか。再構築した後の組織風土とは従前と何が異なり、区民や議会、議員への影響はどうなるのか、お答えください。

次に、子どもたちが健やかに育ち、安心して生活できる環境の整備について2点伺います。現状の不足している環境とは具体的に何を想定しているのか。区の人口推計によると、今後も定住人口の増加が見込まれると記載されていますが、整備の基準には対象となる区民1人当たりの面積についてどのように影響するのかお答えください。

次に、高齢者、障害者福祉サービスの充実についてです。高齢者人口が伴う施設整備を令和6年度から計画していく予算編成にしていくのか、お答えください。

令和6年度予算編成方針にありました「区は基礎的な地方公共団体」の文字が7年度は消えています。改めて地方公共団体の千代田区の存在意義についてお答えください。

次に、**千代田区の人口増と防災施策**についてです。

8月に気象庁は南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」を初めて出しました。千代田区は都心回帰の影響もあり人口増加が続いており、避難所整備について伺います。

区内全域を広域的な避難を要しない地区内残留地区と指定し、平成15年に区内の全広域避難所の指定を解除いたしました。区民の避難所は15施設あり、家屋の倒壊、焼失により自宅にとどまることができない。またはとどまると危険を感じる被災者を保護するため区民を対象としています。そこで2点伺います。人口増により避難所の必要面積確保ができなくなる可能性があります。計画的に見直す際の基準は何か。また、高齢者や障害者等一定の配慮を要する方を受け入れる福祉避難所は7施設ありますが、高齢者人口に伴い必要面積確保に向けた見直す基準があればお答えください。

次に、マンション給排水設備の耐震化についてです。区は集合住宅であるマンションや木造住宅に対し耐震化助成を行っています。耐震診断、補強設計、耐震改修などに要する費用の助成制度です。震災により耐震化で建物の崩壊は免れても給排水設備が崩壊すると漏水により住居として機能しなくなります。共用部分のエレベーターをはじめ、部屋も震災直後は漏水修復工事ができず、建物周辺にも影響が出てしまいます。人間ならば骨折していなくても流血した状態です。血流に当たる給排水については助成制度がありません。震災により建物が漏水した集合住宅の住民は避難所に向かうこととなります。そうすると避難所収容人数や面積が限界を超えてしまう可能性があります。であるならば、個人の資産形成との関係も考慮する必要がありますが、マンション給排水設備についても耐震化助成を加えることが避難所の余力ある運営につながってまいり

ます。給排水設備の耐震化助成について、区の見解をお答えください。

次に、猛暑における避難所設置に向けた取組についてです。いきいきプラザ一番町で開催された防災の講演会で災害ユートピアについての解説がありました。災害ユートピアとは、大規模災害の後に一時的な現象として発生する理想郷的コミュニティを指します。大規模な災害が発生すると被災者や関係者の連帯感、社会貢献に対する意識などが高まり、一時的に高いモラルを有する理想的と言えるコミュニティが生まれますが、それは震災発生直後の短期間だけで、徐々に復興の度合いの個人差や共通意識の薄れによって解体されていくとの用語です。電気が通じていれば防犯のため24時間照明がともされ、音、臭い、温度など、3日間72時間まではお互い我慢できるそうですが、やがて険悪になってしまう現実と向き合わなくてはならないということです。そこで2点お尋ねをいたします。災害ユートピアへの対策を何か講じているのでしたらお答えください。猛暑の中、災害が起こった際、現状の避難所の課題や問題点があれば具体的にお示しくください。

次に、令和6年地域防災計画の修正の影響についてです。本年2月の千代田区防災会議で「令和6年修正千代田区地域防災計画」が承認されました。そこで2点伺います。令和6年地域防災計画の修正で区民の影響はどのような点があるのか、お答えください。災害対策事業計画の検討状況と周知の方法についてお答えください。

最後に、災害時における被災者相談の取組についてです。本年4月より所有者不明土地問題の新制度が始まりました。民法、不動産登記法等が大きく改正されましたが、認知度の向上が大きな課題となっております。そこで2点お尋ねをいたします。司法書士など専門的な団体との災害時の協定があればお答えください。また、今後災害時の協定についての方針があればお示しくください。

以上、明快な答弁をお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔子ども部長小川賢太郎君登壇〕

○子ども部長（小川賢太郎君） 林議員の子どもが健やかに育つための環境の確保に向けた取組の成果と課題についてのご質問にお答えいたします。

区は、これまで待機児童ゼロ対策として保育所の整備を中心に進め、保育所50施設を設置するなど、第3次基本構想期間の20年間で16回の待機児童ゼロを達成しました。課題としては、人口構造の変化に伴い保育所等の需給バランスに変化が出始めています。このため、保育・教育サービスの質の向上を図り、区民ニーズに合わせた保育施設の整備を進めてまいります。

次に、令和5年度決算では区内初となる病児保育室を開設したほか、保育施設全園でおむつ等支援事業を実施し保育サービス向上を図りました。今後の目標については、近年の酷暑も考慮した子どもの遊び場のさらなる確保や日時の拡充を図ることでございます。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 林議員ご質問のマンション給排水設備の耐震化助成につきましては、建築物と同様に構造的な評価等の検討が肝要との認識であり、国の耐震に関する方針や他自治体の取組なども参考にしながら研究する必要があると考えております。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 林議員の令和5年度決算等に係るご質問にお答えいたします。

まず、決算の評価と課題についてですが、予算の段階で全事業を第4次基本構想のめざすべき姿等と関連づけを行い、主要施策の成果において事務事業評価と各事業における課題を整理しています。

次に、第4次基本構想のめざすべき将来像の進捗状況ですが、基本構想については行政運営の理念や指針を示すものであり、将来像や分野別のあるべき姿は到達状況の評価対象ではないと認識しています。

次に、第4次基本構想の将来像に向けた取組と決算の関係性についてですが、予算の概要に掲載された将来像に向けた方針の取組のうち、新規・拡充事業を主要施策の成果に掲載しています。

次に、主要施策の成果のご質問についてです。米印は用語の説明、予算額が複数部を合算したことの説明、執行率が低い理由などを記載する際などに使用しています。

次に、原則として関連する分野別計画を記載するようにしています。

次に、事業開始年度は事務事業概要の記載と重複することから記載を見合わせました。

次に、複数の条例部に関わる施策の点検については、評価対象の設定や評価結果の活用方法など、検討事項も多岐にわたることから、効果的な手法の確立に向けて検討を進めてまいります。

次に、施設整備計画並びに複数年度の施策の掲載基準ですが、主要施策の成果は地方自治法の規定により決算の認定に付す際に当該年度における成果を説明する資料として作成しているため単年度の記載となっています。

次に、事務事業数ですが、子ども部211、保健福祉部217、地域振興部147、環境まちづくり部108、政策経営部111です。

次に、客観的証拠についてですが、対象者の属性等、様々な事実やデータに基づき判断・決定するための裏づけとなるエビデンスのものと認識しています。

次に、現在のところ想定している形骸化事業はありません。

次に、形骸化している事業の基準ですが、様々な角度から分析と検証を行い、形骸化しているか否かの判断をしております。

次に、来年度予算編成における官製談合防止法違反事件の影響についてですが、官製談合防止法違反事件に関する再発防止策や組織変革等の取組を進める必要があり、来年度予算にも影響があるものと認識しています。

次に、区政を再構築する変革についてですが、職員一人一人の意識改革に取り組むことで、働きがいのある組織風土を実現していくことと考えております。

次に、令和5年度までの組織風土についてですが、令和3年度に行った職員アンケートの結果からは、業務を見直す姿勢や組織課題の解決に向けて一丸となる姿勢等が弱いとの分析があります。

次に、従前の組織風土と再構築後の組織風土の違いについてですが、今後の組織風土は、利用者視線を常に考え、所管の垣根を越えて区民サービスの向上を図るなど、全庁が一体となり組織

力のある千代田区役所を目指すものと認識しています。

次に、現状不足している子どもたちが健やかに育ち、安心して生活できる環境の想定についてですが、出産、子育て支援や教育の充実、子どもの遊び場整備などを想定しています。

次に、整備基準となる対象区民1人当たりの面積への影響についてですが、今後、年少人口の増加を見込んでおり、その影響を見極めてまいります。

次に、高齢者人口増加に伴う施設整備についてですが、今後の高齢者人口の推移を見定めながら施設の必要性を含めて検討してまいります。

次に、地方公共団体の千代田区の存在意義についてですが、これまでと同様、基礎的な地方公共団体としての位置づけは変わっておりません。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 林議員の令和5年度決算に関するご質問にお答えいたします。

人員不足の影響により事業の進捗が遅れたり執行率が低かったりする事業についてですが、事業の遅れや低執行率には職員数以外の要素も原因となるため分析をすることができません。

次に、千代田区の人口増と防災施策に関するご質問にお答えいたします。人口増加に対応する避難所整備についてですが、人口増も踏まえつつ、福祉避難所も含め、必要な避難所の面積が確保できるよう柔軟に対応してまいります。

次に、災害ユートピアへの対策についてですが、どのようなことが有効なのか、これまでの災害事例を参考に研究してまいります。

次に、猛暑の中での発災時での課題等についてですが、避難所における居室の温熱環境に関する基準については、国、都、区とも設定はされておりませんが、避難所における暑熱対策は重要な課題として認識をしております。

次に、令和6年地域防災計画修正の区民への影響についてですが、区民への正確な情報を迅速に提供するため、総合防災情報システムの導入を進めております。

次に、災害対策事業計画の検討状況と周知の方法についてですが、現在、庁内において次期計画に掲載する事業の抽出及び整理をしております。今後は素案を作成した後、所管委員会へ報告し、パブリックコメントを行った後に決定、公表いたします。

次に、専門的な団体との災害時の協定についてですが、区内医師会や歯科医師会、薬剤師会の医療関係団体などがございます。

最後に、災害時の協定の方針についてですが、区は、自治体だけでは解決できない課題に対して民間の活力を導入するために、物資供給や応急復旧、避難など、多方面での協定締結を進めてまいります。

○20番（林則行議員） 20番林則行、自席から再質問いたします。

絞って、この時間ですので。一つが組織風土についてです。何を言われているのかよく分からない。組織風土。今までのものの組織力、皆さんのほうでも総合窓口ができたときには全庁的にやるとか、（バルの音あり）新庁舎に移るときはやるとか、これまでやってきたのと何が一体違

うのか、そこを明確に。今まではこうだった、組織風土は。仲よくやり過ぎたとか、今度はぎすぎすするとか、何が違うんだというのをお示ししていただきたい。

次に、職員数ので、決算のときに職員数が足りないから執行率が悪いのかどうかの分析はできませんというお話は非常に残念なんです。昨年の決算のときも、やり取りしながら、これ、職員が足りないからなんじゃないのと言ったら、そうですというところも議事録にしっかり載っているんですけども、それができないのに、どうして決算審査で、次の年、来年度に向けた予算編成ができるのかというのが意図が分からないんですね。で、職員定数をこれから増やしていくという、石川さんの時代に減らしたのを増やしていくと。どこに集中していくのかというのを、この決算で、（ベルの音あり）皆さんと共に示さないで（ベルの音あり）……

○議長（秋谷こうき議員） 質問をおやめください。

○20番（林則行議員） どこで示すのかお答えください。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 林議員の組織風土に関するご質問にお答えいたします。

今回の事件がございまして、その中で我々の1つの反省として、区の職員が様々な仕事に臨む際に、組織として対応するというよりも個人として対応してしまうという、そういった傾向があることが1つ。その結果といたしまして、組織の中でも横のつながりがなかなか横連携がうまくいかないというようなことがあるということが1つ。そうしたことを変えていきながら、区の様々な課題、それらを全て職員が一人一人、自分のこととして捉え、区民の目線で様々な事業を見ながら事業を進めていくような、そういった組織に変えていきたいなということで、今回、組織風土の改革ということをお話しさせていただいているところでございます。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 林議員の再質問にお答えいたします。

人員に関しては、4月当初は職員を確保してスタートをしておるところですけれども、その後、休職などがあり、派遣職員等で補充をしているということをご説明したものになります。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により休憩します。

午後2時08分 休憩

午後2時24分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

18番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○18番（岩田かずひと議員） 2024年第3回定例会一般質問の前に、豪雨災害に遭われた石川県の皆様、亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被害に遭われた方々の一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

二元代表制ではあり得ないことですが、区長与党というのはないことではあるんですけども、区長与党会派と言われている第一会派の一員として質問をさせていただきます。

まず、学校における動物飼育について質問します。

今年の7月22日に番町幼稚園のアヒルが9歳で亡くなりました。アヒルの平均寿命が15年から20年と言われているのに、そこまで生きることすらできませんでした。2019年8月に幼稚園で飼育されていたアヒルは1年半ほどで死にました。昨年の予算・決算特別委員会での答弁は、生まれつき趾瘤症という足指の裏にできた小さな傷から雑菌が入ることにより起きる炎症で死んだのであって、環境が原因ではないとのことでした。私も調べましたところ、趾瘤症というのは飼育下の鳥類の足の裏の傷などから菌が入ってしまい足の裏におできのようなものができてしまう病気です。症状が悪化すると歩けなくなり、最悪の場合は死んでしまいます。趾瘤症は動物園の鳥を悩ます代表的な疾患であり、原因として不衛生な足裏、ビタミンなどの不足、過度の乾燥、擦過傷、不適切な床材、体重過多や運動不足が原因となり足裏に細菌が感染してしまうことで発症します。予防するには、コンクリートなどの硬い床で飼育するのは避けてくださいと専門家の方は言うております。環境が原因ではなく、生まれつきの病気であるというふうに認識していた区の認識が甘いのではないのでしょうか。また、丈夫な骨と体をつくるには日光浴は欠かせません。小まめに日光浴をさせ、土いじりをさせましょうとも動物飼育の専門サイトには書いてあります。区が幾ら我々学校はしっかりと愛情を持って子どもたちが飼育をしているといっても、そもそもアヒルに必要な日光浴もさせていないし、させているのを見たこともありません。しかも1日2回だけの水と餌やり、これの一体どこが動物を大切にかつ適切に飼育しているのでしょうか。これは2023年9月22日教育担当部長が答弁したことであります。

また、2019年10月3日の第3回定例会でも、教育委員会では適切な飼育が行われるよう、専門的な知識を持った獣医師等との連携・教育を進めるとともに、飼育方法の指導や施設の充実などの支援というふうに答えておりますが、実際にその支援をしていても、実際の現場に獣医師が常駐しているわけでもなく、結局は見殺しにしているのと同じことです。

今年の東京都心は6月12日には最高気温30度以上の真夏日を記録し、9月18日には最高気温35度以上の猛暑日を記録しています。こんなに暑い日が長く続いてもアヒルは冷房設備もない屋外の小屋で軟禁状態のまま暑さに耐え忍んで、ただひたすら死を待つのみです。保冷剤や卓上扇風機を使用することもあるとの答弁が以前ありましたが、区長自身はこの暑い夏をそれで乗り切ることができますか、お答えください。

自分ができないならば、それを動物に無理強いするのは動物虐待です。学校が休みのときも、学校の職員や園児の保護者が世話をしていると言いますが、それも重労働です。以前、動物を自宅に持ち帰って世話をするという他自治体の例を挙げましたが、約90%がマンションなどの集合住宅であるこの千代田区ではほぼ不可能であると思います。つまり、アヒルにとって快適な環境を用意することも適切な飼育もできないならば学校での飼育をやめるべきではないかということです。区長も職員の皆さんも、子どもの頃犬を飼いたい、猫を飼いたいと言って、親に、ちゃんと世話できないんだから飼っちゃ駄目と言われたことはありませんか。それと同じことです。情操教育ならば保護猫ホームの見学や移動動物園でもできないことではないと思います。何度も言うておりますが、情操教育は動物の命と引換えにするべきではありません。いま一度学校関係

者や父兄を交えて学校における動物の飼育の是非について考えてほしいと思います。

区は、今後また懲りもせずどこからかアヒルを調達してきて、寿命に満たない命で終わらせてしまうのか、それとも学校での飼育を諦めるのか、区はどのように考えているのか、お答えください。

区長はこのような状況下で飼育されている動物をかわいそうだとは思いませんか。ご自分の気持ちもお答えください。

次に、**越境入学不正申請問題**について質問します。

8月25日付の朝日新聞によりますと、東京都千代田区立小中学校へ区外から通う越境入学を巡り、基準を満たさないのに虚偽の書類などで審査を通す不正が行われていたことが複数の関係者への取材で分かった。保護者が元区議会議員に相談し、元議長は区内に勤務地があるよう装う書類の作成を支援者に依頼、区職員に働きかけて審査を通し、保護者から金品を受けていたという。関係者によると、区発注工事を巡る汚職事件で有罪判決を受けた元議長による不正なあっせんの疑いは、元議長が区議だった2021年から24年度入学に関し十数件あり、うち少なくとも5件で虚偽申請と金品受領が確認された。教育熱が高まる中、先進的な教育を受けられ、進学でも有利と言われる都市部の公立ブランド校を舞台に不正が起きていることが明らかになったとありますが、それに対して区は虚偽だという認識はなく、その認識の上で適切な事務処理を行ったと説明していますが、適切な事務処理が本当で不正がなかったとすると、朝日新聞の報じた越境入学不正あっせんという表現はうそになり、虚偽の報道ということになります。それに対して訴訟などの手段を取るべきだと思いますが、それについてどのように考えているのかお答えください。訴訟しないのであればその理由も併せてお答えください。また報道をどのように受け止めているか、調査はしているか、していないとすればその理由と今後の見通しをお答えください。

続いて、**ハラスメント**について質問します。

兵庫県知事の報道でパワハラというワードを毎日のようにテレビで耳にします。千代田区では、パワハラ、セクハラについて、MIW相談室で相談を受けるなど、以前から対策を講じてきました。ですが、ここに来て元区職員と元議長が逮捕されたのを機にパワハラについて特に議論されています。ただ、ここで問題なのが、官製談合事件は議員からのパワハラが原因であると無理やり結論づけようとしていることだと思います。

官製談合事件は、国や地方自治体などによる事業の発注の際に行われる競争入札において、発注機関側の公務員が入札談合、つまり入札参加者の間であらかじめ受注予定者や受注価格等を取り決めるなどすることに関して、不公平な形で落札業者が決められてしまうことであり、議員がいなくても国や自治体の職員と入札参加者がいれば完成する事件です。確かに当該千代田区官製談合事件は、当該元議長が職員に対してパワハラがあったようですが、それを契機に議員の発言潰しをしようとする動きがあることを懸念しています。聞くところによると、区内にはパワハラ議員なる者がいるという怪文書が出回っているようで、内部の人間でなければ知り得ないような詳細な事柄まで記されていると聞いております。区がそれを把握しているならば、どこかのタイミングで資料として提出していただきたいと思いますが、区はそれを把握していますか、資料と

して出すかも併せてお答えください。

その怪文書では、区に物申す議員をパワハラ議員としているようですが、物申す議員はむしろ区の暴走や横暴を抑制している議員なのではないでしょうか。ちなみに、質問原稿を職員に書いてもらうような行為は議員として論外であり、恥ずべき行為です。また、職員との内部の打合せの際に、自分が欲しい資料がないからといって、資料もないのに説明を受けたって分かりません、私は資料もなしに説明を受けるなんて、こんなの初めてですと、物すごいきんまぐで職員に食ってかかるような行為は、たとえ何も知らない新人議員であってもパワハラそのものであり、それは間近で見ている気分が悪くなりました。

我々は二元代表制であり、チェック機能を有する議員が委員会などで理事者の答弁に対し追及するのは当たり前です。もちろんパワハラはいけない行為ではありますが、それは事に本会議や委員会での議員と職員のやり取りまで当てはめるべきではありませんし、一部の議員と職員が時間外に飲食を共にするなど、必要以上に仲がよかったりすることのほうが問題だと思います。過去には、担当職員から見れば優越的な地位にある議員という表現をされた部長がおりましたが、それは議員によって異なると思います。例えば、私がAの事柄について質問したときなどは、理事者がBについて答えたり、何を言っているのか分かりませんととぼけたり、故意に紛らわしい表現を使ったりという答弁が散見されました。それに、行政は何かをやることに関して大きな権限を持っており、やると言ったら絶対にやるのです。これらを見る限りどちらが優越的地位かと言えば、職員のほうが遥かに優越的な地位にあると思われまます。よって、当該千代田区官製談合事件は、議員によるパワハラが原因なのではなく、むしろ組織ぐるみであったり、一部の議員と職員が必要以上に仲がよかったりすることが原因であると思いますが、区の見解をお答えください。

次に、**千代田区の再開発**について質問します。

千代田区の特徴は、昼間の人口と夜の人口の差が激しいことです。現在、区内の人口は約6万9,000人弱、昼間にぎわっている大手町、丸の内、有楽町、いわゆる大丸有の人口は30人程度です。一方、番町には1万5,000人余りの方が住んでいます。私は、千代田区の再開発をデザインする都市計画においては、千代田区に住んでいる人に良好な居住環境を確保する区域と区外から千代田区にやってくる人にビジネスやにぎわいを提供する区域とのゾーニングを明確にして行う必要があると考えますが、区長はどのように考えているか、お答えください。

また、番町は良好な居住環境を確保する区域として都市計画を決定していくべきだと考えますが、区長の見解をお答えください。

日本テレビ超高層ビル建設の件で、都市計画審議会は附帯決議をつけた上で二番町の日本テレビ所有の土地だけ高さ制限を60メートルから80メートルに緩和することを可決しました。

そこでお尋ねします。都市計画審議会の決定の法的拘束力についてですが、都市計画法上、都市計画審議会は諮問機関であり、都市計画決定を行う千代田区長は審議会の決定に法的に拘束されないと考えますが、区の見解をお答えください。

そして都市計画審議会では、今年2月に二番町の日本テレビ所有の土地だけ高さ制限を60メ

一トルから80メートルに緩和することを決定しましたが、審議の経過や附帯決議を遵守した上で、区民から選挙で選ばれた区長がその理由を住民に丁寧に説明しつつ、自らの権限と責任により都市計画の決定・変更をすべきと考えますが、区長の見解をお答えください。

次に、**猛暑対策**について質問します。

区長は招集挨拶で、連日続く猛暑対策として、これまでの熱中症対策に加え、神保町交差点や淡路公園にテントや日よけを設置する取組、外遊びができない子どもたちのために冷房の効いた小学校の体育館を開放する取組を行ってきたと発言されました。確かに今まで打ち水だったり遮熱性舗装だったり、様々な猛暑対策がありました。そして今回テントや日よけを設置したり、冷房の効いた体育館の開放をしたとのことですが、どれもこれも実質的な効果のない単なるパフォーマンスであったり、コストパフォーマンスの悪いものであったり、その場しのぎの対策にすぎないようなものばかりです。

例えば、打ち水ですが、朝や夕方の日差しが弱い時間帯に水をまくことで、水を地面に長時間もたせることができ涼しさを持続させられるのです。特に気温が下がり始めている夕暮れは打ち水との相乗効果で涼しさを感じやすくなるものです。しかし、区のやるイベントでの打ち水は、太陽が照りつけ熱くなった真夏のひなたのコンクリートやアスファルトに水をまくため、打ち水をしてすぐに水が蒸発してしまいあまり効果が期待できません。それどころか、一時は涼しく感じて発生した水蒸気でその場の湿度を上げてしまうことで不快に感じます。実際、先日麴町小学校で行われた麴町納涼子ども会では、炎天下で水をまいたため、校庭が高温多湿になり、多くの方々から私の下に非難が殺到しました。こういうことも少し考えれば分かるはずだと思いますので、今後やる前によく考えていただきたいと思います。

遮熱性舗装にしても、数年に一度高額な予算をつけて舗装し直さなければならない割に、路面温度が少し下がるだけで人が立つ高さでは逆にアスファルト舗装より気温や紫外線が高くなるということも分かっています。

こういった様々なことを考慮しまして、以前も委員会内で発言しましたが、暑さ対策としての街路樹を見直すべきではないかと思います。そして、費用対効果を区が独自で検証し取り組むべきだと思いますが、区はどのように考えているのか、お答えください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○**教育担当部長（大森幹夫君）** 岩田議員の学校における動物飼育に関する質問にお答えいたします。

番町幼稚園のアヒルについては、8歳という高齢を迎えた頃から体調不良が続いており、獣医師からは高齢による死亡であるとの診断を受けております。暑い夏の克服については、個体や種の特性、風通しのよさなどの環境によっても異なるため一概には言えませんが、番町幼稚園では獣医師の指導のもと適切に飼育されていたものと認識しています。また、今後のアヒルの飼育については、保護者などの意向を踏まえながら園で検討していきます。なお、番町幼稚園では、献花台が園内に設置され、たくさんの花と手紙が置かれるなど、園児はもとより、多くの方から

愛されて飼育されていたことが改めて認識できました。教育委員会としましては、獣医師などとも連携しながら、必要な健康の管理や適切な給餌及び給水並びに習性などを考慮した飼育に努めるよう、引き続き学校や園に指導してまいります。

次に、区域外就学についてお答えいたします。本来居住地の教育委員会が指定する学校へ就学することが原則ですが、区域外就学は学校教育法施行令により、教育委員会相互の協議により承諾されれば他の区市町村の学校に就学することができる制度です。区域外からの就学を認める具体的な要件や手続については、各区市町村の教育委員会で定めています。現在、区では区域外就学の審査基準や事務手続について、公平性及び透明性確保の観点から、これまでの内部規定を改め、令和5年9月に要綱として定め適正に処理を行っているところです。

今回、報道のあった区域外就学の申請につきましても、書類上の不備の有無や要件を確認したところ適正に事務手続が行われております。また、報道については、区に不正があったとの内容ではないため訴訟は考えておりません。教育委員会としては、必要に応じて就学実態を確認するなど、手続の適正な運用に努めてまいります。

〔ゼロカーボン推進技監川又孝太郎君登壇〕

○ゼロカーボン推進技監（川又孝太郎君） 岩田議員の猛暑対策についてのご質問についてお答えいたします。

区では、本年3月に「千代田区ヒートアイランド対策計画」を改定し、建物の外壁、窓などの遮熱・断熱化、緑化や水面の保全などの緩和策や、日よけ、打ち水や熱中症対策などの適応策を講じております。議員ご指摘のとおり、様々な施策の効果などを検証して取り組むことは重要だと考えており、これらの施策については、計画の改定の際に有識者による検討部会において、前計画の評価検討を行った上で取りまとめたものです。本計画に沿って施策を効果的に実施するよう努めてまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 再開発に関する質問にお答えします。

都市計画のゾーニングについては、千代田区都市計画マスタープラン第4章地域別まちづくりの方針で、各地域の特性を踏まえたまちの将来像や地区別のまちづくりの方針を示しており、その方針に沿ったまちづくりを進めております。番町地域は、落ち着いた住環境と業務環境が共存・調和し、誰もが住み続けられるまちを将来像としており、その実現を図ってまいります。

都市計画審議会での答申につきましては、法的には拘束されませんが、様々な議論がなされた結果であり、尊重すべきものであると考えております。そのような考え方の下、二番町の地区計画の変更は既に都市計画決定を行っております。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 岩田議員のパワハラについてのご質問にお答えいたします。

まず、議員ご質問の怪文書についてですが、ご指摘のような文書の存在は承知しておりません。

次に、今回の官製談合防止法違反事件の原因についてです。7月に公表した千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書において明らかにしておりますように、今回の事件においては、議員

や上司からのハラスメントも影響していることをアンケート調査やヒアリングにより確認しています。加えて、議員との対応が管理職個人の判断に任されており、区の組織の小ささも相まって、職員と議員が極めて近い関係となっていることが指摘されている点は、議員のご指摘にも通じるものと認識しております。区の調査や報告について内容の一部を過大に捉えたご指摘を受けることがあります。議会と職員の関係にとどまらず、職員のコンプライアンス向上に向けた取組や契約制度の見直しにむしろより多くの対策を掲げており、3つの柱に基づく再発防止策と組織風土改革に取り組んでまいります。

○18番（岩田かずひと議員） 18番岩田かずひと、自席より再質問させていただきます。

まず、アヒルのことで、区長はこの暑い夏を保冷剤と扇風機で乗り切れるのか教えてください。で、区長はそのアヒルをかわいそうだと思わないのかということも教えてください。高齢でアヒルが亡くなったという話なんですけども、平均寿命が15歳から20歳ということを考えれば、9歳だったらまだまだいけると思うんですよね。それにもかかわらず、病気ではなく年齢だけみたいなような話をするのは、ちょっとどうかなと思うんですよ。

そして、どれだ、越境入学のところで、内部規定を要綱としたというんですけど、その理由について教えてください。その越境入学のことも、これは新聞では、（ベルの音あり）不正だと言っているんですよ。不正だと言っているんです。区では、それは適正な処理と言いつつ、不正だというふうに使われているんです。そこについて、また答弁してください。

パワハラのところを原因とするこの当該事件のことで、その対策として第三者委員会を設置すると区長は言っていたんですけども、それをいつするのか。それは有識者会議というふうになってしまったんですけど、それで終わりなのか、その有識者会議になってしまった経緯と理由について教えてください。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず、この暑さを乗り切れるかということをございますが、個体や種々の特性、様々な環境にもよって異なるため、一概には言えないというふうに考えております。

また、それと、あとですね、この幼稚園では献花台が設けられて、たくさんのお花や手紙が置かれたということをもってしても、多くの方から愛されて飼育されていたというふうに考えております。それと、あと、獣医師からは高齢による死亡であるというふうに伺っております。

それと、区域外就学ですが、基準を満たさないのに虚偽の書類などで審査を通す不正が行われていたという朝日新聞の報道ですが、これは主語が区が不正を行っていたというんでしたら、それは問題だと思いますが、これは主語がありませんので、元議長が、（発言する者あり）そういう行いをしていたんだというふうに考えております。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、一般質問を終わります。

これより……（「答弁漏れです、答弁漏れです」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

以上で、一般質問を終わります。（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

これより日程に入ります。（発言する者あり）

日程第1及び第2を一括して議題にします。（「答弁漏れですよ」と呼ぶ者あり）
静粛をお願いいたします。



議案第40号 千代田区立富士見わんぱくひろば条例を廃止する条例

議案第41号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

（文教福祉委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第40号、千代田区立富士見わんぱくひろば条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

事業の運営方法を変更するため、条例を廃止するとともに関係規定を整備するものでございます。

令和7年4月1日から施行いたします。

次に、議案第41号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

国民健康保険法の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、規定を整備するとともに、救急患者として医療機関を受診した被保険者等に係る保険料について、徴収猶予が可能な期間の特例を定めるものでございます。

本年12月2日から施行いたします。

以上、2議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくご説明申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） ただいま説明のありました議案は、いずれも文教福祉委員会に審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第3及び第4を一括して議題にします。



議案第38号 令和6年度千代田区一般会計補正予算第2号

議案第39号 令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

（予算・決算特別委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第38号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げます。

補正前の額699億1,663万4,000円に1億6,274万5,000円の予算額を追加させていただきます。

内容は、幼稚園給食及び新型コロナウイルスワクチン接種対策の各事業に要する経費の追加でございます。この結果、補正後の一般会計予算額は700億7,937万9,000円となっております。また、債務負担行為の補正といたしまして、（仮称）四番町公共施設整備に係る令和7年度から令和8年度までの債務負担行為として75億7,066万3,000円を追加させていただきます。

次に、議案第39号、令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

初めに、一般会計についてでございます。

歳入決算額は741億2,408万1,276円で、予算現額に対する収入率は88.7%となっております。これに対し歳出決算額は713億9,522万7,496円で、予算現額に対する執行率は85.4%でございます。したがって、歳入歳出差引額は27億2,885万3,780円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源3億5,642万8,000円を差し引いた実質収支額は23億7,242万5,780円でございます。

次に、国民健康保険事業会計についてでございます。

歳入決算額は69億2,054万6,046円で、予算現額に対する収入率は108.3%となっております。これに対し歳出決算額は55億3,009万8,828円で、予算現額に対する執行率は86.5%でございます。したがって、歳入歳出差引額は13億9,044万7,218円となり、実質収支額も同額となっております。

次に、介護保険特別会計についてでございます。

歳入決算額は47億4,342万2,714円で、予算現額に対する収入率は96.4%となっております。これに対し歳出決算額は44億2,294万7,628円で、予算現額に対する執行率は89.9%でございます。したがって、歳入歳出差引額は3億2,047万5,086円となり、実質収支額も同額となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてでございます。

歳入決算額は20億6,064万8,783円で、予算現額に対する収入率は96.2%となっております。これに対し歳出決算額は19億6,696万327円で、予算現額に対する執行率は91.9%でございます。したがって、歳入歳出差引額は9,368万8,456円となり、実質収支額も同額となっております。

なお、各会計とも令和5年度内に一時借入金の措置はございませんでした。

以上、2議案につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○16番（入山たけひこ議員） ただいまの議案は、いずれも全議員で構成する予算・決算特別委員会を設置し、審査を付託することを提案します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 入山たけひこ議員の動議に異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

お諮りします。

予算・決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、全議員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

ただいま設置された予算・決算特別委員会の正副委員長互選のため、休憩します。

午後2時56分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会された予算・決算特別委員会で正副委員長が互選されましたので、報告します。

委員長に岩佐りょう子議員、副委員長に小林たかや議員、西岡めぐみ議員、林則行議員が選任されました。

報告を終わります。

日程第5から第9を一括して議題にします。



報告第5号 令和5年度千代田区健全化判断比率について

報告第6号 後楽橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告第7号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

報告第8号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

報告第9号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から報告をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 報告案件5件につきましてご説明申し上げます。

まず、報告第5号、令和5年度千代田区健全化判断比率についてでございます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、区における令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付してご報告するものでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれもマイナスであり、健全な財政状況を示す値になってございます。

次に、報告第6号、後楽橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。

舗装整備工事の変更による経費の増額があったものの、作業船の使用日数の減少や街渠工事の変更などにより経費が減額したため、契約金額20億8,267万6,200円を20億5,755万3,300円に変更いたしましたのでご報告するものでございます。

次に、報告第7号から第9号までの3件につきまして一括してご説明申し上げます。いずれも損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件についてでございます。

最初に、神田錦町二丁目の区道上において、樹木との接触により車両が損傷した事故について、区が55万9,570円を支払うこと。

次に、新四谷見附橋において、ガードパイプが破損して倒れたことにより車両が損傷した事故について、区が13万5,069円を支払うこと。

最後に、九段南三丁目の区道上において、街路樹との接触により車両が損傷した事故について、区が57万5,900円を支払うこと。

以上3件につきまして、専決処分により、それぞれ被害者との間で和解いたしましたのでご報告するものでございます。

以上、5件につきましてご報告いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、10月17日午後1時から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願います。

散会します。

午後3時09分 散会